

第二章

豊かな暮らしの実現

第一節 暮らしを守る

警察と駐在所

一八八九（明治二十二）年十月の町村合併により、大口村の前身である太田村・小口村・富成村が誕生した。これにともない、警察署の名称変更と、村ごとに巡査駐在所が順次置かれるようになり、太田村は小折警察署（旧布袋野警察署）、小口村・富成村は小折警察署犬山分署（旧稲置警察署）の管轄となった。

一九〇六年に三か村が合併し大口村になると、全村域が布袋警察署（一八九四年に小折警察署が改称）の管轄となる。

一九四八（昭和二十三）年には警察制度の改革により、布袋警察署から国家地方警察愛知県丹羽地区警察署と改称

し、それとは別に自治体警察署が古知野町・布袋町・岩倉町・犬山町にできた。自治体警察署は一九五一年に廃止され、国家警察に統合された。

一九五四年六月に町村合併により江南市が誕生し、同年七月、警察法の改正により愛知県警察本部が発足するとともに、江南警察署と改称された。以降、村は江南警察署の管轄となる。

大口の駐在所

一九一七（大正六）年刊行の『丹羽郡誌』によると、刊行した当時、布袋警察署管内には一七か所、犬山分署管内には八か所の巡査駐在所があり、村内には豊田と小口に駐在所が布袋警察署管内として置かれていた。

一九三五年刊行の『大口村誌』には、三か所の駐在所があったと書かれている（2―3―1）。

駐在所名	受持区域	設立位置
豊田駐在所	秋田、豊田、大屋敷	大口村大字豊田
小口駐在所	中小口、下小口、余野、竹田	同 小口
河北駐在所	河北、外坪、上小口、萩島、二津屋	同 河北

2-3-1 駐在所の受持区域と位置

一九六八年、小口駐在所が新築移転すると、豊田駐在所が大口南駐在所に、小口駐在所が大口中駐在所に、河北駐在所が大口北駐在所に名称を変更した。また、河北地内にあった北駐在所は、一九七〇年前後に上小口地内に移転している（2-3-2）。

一九八八年、中駐在所は改築され大口派出所となり、同時に北駐在所と南駐在所が廃止された。各駐在所の役割は、大口派出所に集中される。のち警察法の改正にともない、一九九四（平成六）年に大口派出所から大口交番と名称が変更された。さらに二〇二一（令和三）年十二月、大口交番は大口中学校の東にある平和記念公園の南側に移転して業務を開始し、翌年一月に開所式をおこなった。



大口南駐在所



大口中駐在所



大口北駐在所

2-3-2 町内に所在していた駐在所（1972年）

犯罪発生状況

戦後の混乱期における犯罪の発生は多く、村内においても一九四八年度の犯罪発生件数が五九件であった。以降徐々に減少し、一九六三年には一三件となったが、その後は増加に転じている。一九七〇年代は、ほぼ一〇〇件未満で、一九八一年から一九九〇年代半ばまでは一〇〇件台で推移していた。しかし、一九九六年に二〇〇件を超えると急激に犯罪件数が増え、二〇〇三年には七三七件となった。また、同年以降は、器物損壊が増えている。どの年も、犯罪件数の八割前後が窃盗犯（侵入盗・乗物盗・非侵入盗）で占められている。二〇〇四年以降は、犯罪件数が減少に転じた（2-3-3）。

	1948	1949	1950	1955	1960	1963	1965	1971	1973	1974	1975	1976	1977	1978
犯罪件数	59	32	43	20	21	13	38	57	65	79	79	107	90	88
窃盗犯									57	66	76	102	84	68
侵入盗														
乗物盗														
非侵入盗														
凶悪犯									—	1	—	—	—	—
粗暴犯									5	2	2	2	—	4
知能犯									2	5	—	—	1	4
その他									1	5	1	3	5	12
	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1989	1990	1991	1992	1993
犯罪件数	72	88	138	130	149	130	117	132	143	122	120	188	158	185
窃盗犯	64	78	125	126	131	119	105	110	132	112	108	175	143	181
侵入盗										33	25	43	34	51
乗物盗										40	35	60	48	54
非侵入盗										39	48	72	61	76
凶悪犯	—	1	2	2	—	—	1	2	1	—	1	4	2	1
粗暴犯	—	2	5	1	5	4	—	2	2	1	3	2	3	2
知能犯	4	2	4	1	11	5	10	18	6	5	6	4	9	—
その他	4	5	2	—	2	2	1	—	2	4	2	3	1	1
	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
犯罪件数	204	138	207	218	295	406	433	554	537	737	664	632	468	374
窃盗犯	189	127	188	205	278	396	411	519	498	570	513	503	363	289
侵入盗	67	41	52	35	46	67	44	90	95	111	97	120	67	75
乗物盗	53	29	45	56	56	57	92	113	85	113	79	81	50	47
非侵入盗	69	57	91	114	176	272	275	316	318	346	337	302	246	167
凶悪犯	3	—	1	2	—	—	1	—	1	3	—	—	1	—
粗暴犯	1	4	10	2	5	2	10	10	12	16	12	13	10	6
知能犯	2	3	6	6	7	8	5	7	11	25	16	10	7	7
その他	9	4	2	3	5	—	6	18	15	123	123	106	87	72
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
犯罪件数	440	487	366	387	326	302	297	257	240	271	193	164	114	
窃盗犯	374	387	287	305	255	232	228	198	180	211	149	124	82	
侵入盗	48	76	71	64	41	54	38	31	24	48	22	18	17	
乗物盗	80	106	60	61	68	52	52	33	35	41	29	17	9	
非侵入盗	246	205	156	180	146	126	138	134	121	122	98	89	56	
凶悪犯	—	—	2	3	—	1	—	—	—	—	—	—	—	
粗暴犯	5	7	5	6	3	12	9	11	15	11	12	8	7	
知能犯	3	5	4	7	6	4	9	10	9	4	7	5	4	
その他	58	88	68	66	62	53	51	38	36	45	25	27	21	

2-3-3 町内における犯罪発生件数（1948～2020）（1948～1971年「大口町史」、1973～2020年「愛知の犯罪統計」）

※表中斜線は記載なし。

※表中「—」は、皆無または該当数字のないもの。

防犯灯設置事業

一九七〇年代頃より、各地区からの要望を受けて防犯灯を設置してきた。二〇〇八年にLED防犯灯をモデルケースとして設置することを決め、以降蛍光灯からLEDへと更新し、二〇一七年には、ほぼLED式に切りかえた。LEDの持つ特徴である蛍光灯式より明るくということに加え、維持管理の面でも長寿命で電力料金の軽減効果が期待できることから、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を活用し取り組んできた。さらに、集落間の防犯対策にも目を向け、通学路にもLEDの照明の防犯灯を設置するとともに、災害対策事業としても、大口町地域防災計画で避難路に指定した路線に、LEDの照明防犯灯を増設した(2-3-4)。

二〇二三年の時点では、二六七九基の防犯灯を設置している。



2-3-4
LED化された防犯灯
(2022年撮影)

地域安全パトロール協議会

二〇〇〇年度に大口町安全・安心まちづくり会議が設置されてから、地域や関連機関との連携を深めていき、安心して生活を送るまちづくりにつながる、安全・安心のまちづくりの活動の一環として、二〇〇四年八月、自主的な住民の活動である大口町地域安全パトロール協議会が発足した。協議会は、住民と行政が連携して、犯罪の防止につなげている。

あんしん・安全ねっと

携帯電話の普及により、登録制ではあるが、防犯情報や火災情報、生活情報などを町から配信することで、住民に対し情報を共有できるようになった。二〇〇六年八月一日から配信サービスが始まり、二〇二三年三月末の登録者数は三八二二人である。

交通安全

一九六二年に町内各種団体や事業所の協力を得て、大口町交通安全推進協議会を発足し、交通安全の啓発や街頭監視活動をおこなった。一九七七年には交通指導員の配置を

導入し、児童・生徒の登下校時の街頭指導による事故防止に努めてきた。一九八六年三月には、大口町交通安全の町宣言をおこない、交通安全の啓発看板を建て、交通安全意識の高揚を図った。

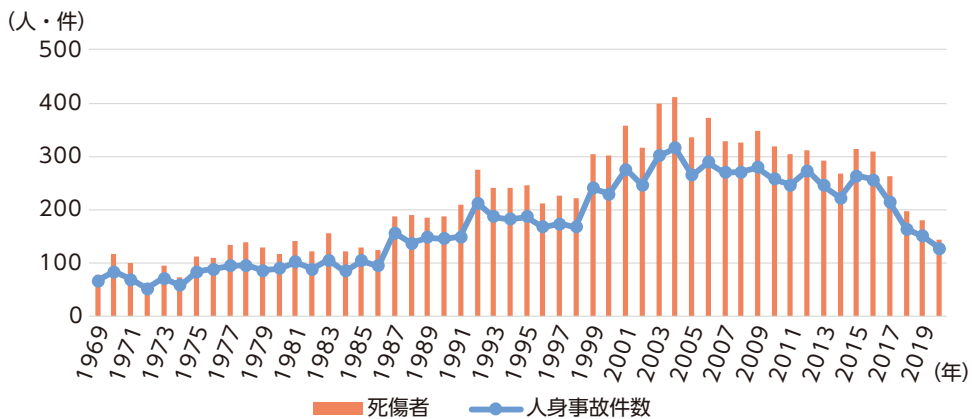
また、一九七八年に大口南小学校、一九七九年に大口西小学校、一九八〇年に大口北小学校でそれぞれ交通安全少年団が結成され、警察官や各団体の指導者などの指導により、交通安全教室、交通安全ボランティア活動、街頭奉仕活動など幅広い活動をおこなった。

道路整備における交通安全対策は、一九七〇年代には歩道の用地を確保し、八〇年代から九〇年代には歩車道境界ブロックを設置した。二〇〇〇年代以降は、特に危険な現場から横断防止柵を設置し、通学路などでは狭い道路の路側を緑色にするカラー塗装をすることにより、歩行者の通行帯として認識されるように整備をすすめた(2-3-5)。



2-3-5
カラー塗装された歩行者の通行帯
(2022年撮影)

交通安全に配慮した道路の整備をおこなってきたが、国道を中心に、町内道路の交通量の増加ともない、交通事故の件数も増加した。人身事故に限れば一九七〇年代までは一〇〇件未満であったが、一九八〇年代は一五〇件前後、一九九〇年代末から急激に増加し、二〇〇四年の三二六件をピークに減少傾向になり、二〇一八年以降は二〇〇件を下回るようになった(2-3-6)。



2-3-6 町内の人身事故の推移 (『愛知県統計年鑑』)

自主防災組織

一九六一年に制定された災害対策基本法第五条第二項において、地域住民による隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織と規定されているのが自主防災組織である。

町では、一九八五年に大口町自主防災組織設置推進要綱を作成し、行政区を単位として設置推進を図った。同年、余野区と上小口区に設置したのを皮切りに、一九八六年に豊田区・大屋敷区、一九八七年に秋田区・中小口区、一九八八年に下小口区・さつきヶ丘区、一九八九年に外坪区・河北区・垣田区に順次設置し、防災知識の普及などに努めた。

一九九五年に阪神・淡路大震災が発生した際、広域にわたり同時発生する大規模な災害に対し、行政組織の対応力の限界を露呈したため、大規模災害発生時の地域住民による防災活動の重要性が再認識された。この時、町内においても、自主防災組織の設備強化を図るため、消防用ホースや消火器などを各地区に配備し、自主防災組織による初動体制を整え、万が一の災害発生に備えた。

防災無線

一九九二年、有線放送電話（農業協同組合・市町村などの地域団体によって設置される地域内の固定電話兼放送設備）の廃止により、農事放送や行政放送が停止した（第二編第二章第五節）。

同じ時期、国・県においては、東海沖地震が発生した際に対応するための施策を推進しており、情報伝達手段として、防災行政無線の整備に力を入れ始めていた。

町では、行政防災無線機（戸別受信機）を一九九一年に整備し、翌年から運用を開始した。当初はアナログ方式の無線で、各世帯に戸別受信機を無償貸与するとともに、防災スピーカー（屋外拡声器）を設置した（2-3-7）。しかし、導入から二〇年経過すると、機器の老朽化やメーカーによる戸別受信機の生産終了にともない、機器更新の必要に迫られた。

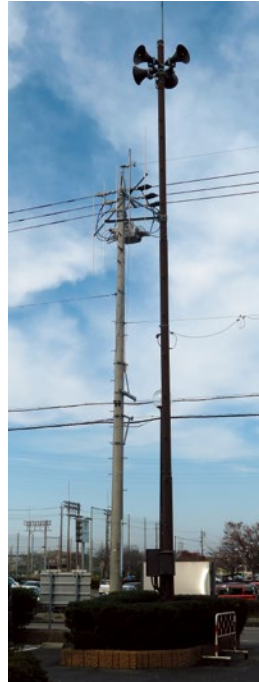
二〇一二年、アナログ方式からデジタル方式に切り替え、各家庭へは行政防災無線と一般簡易無線をつなぎ、二〇一三年から地区ごとに順次、新しい戸別受信機（2-3-8）に交換または新規配付した。新しい戸別受信機も、設置を希望する世帯に無償貸与し、毎日朝晩二回、日々の点検を



2-3-8 戸別受信機（デジタル方式）
縦15×横18cm（2021年撮影）



2-3-9 放送卓（2022年撮影）



2-3-7 屋外拡声器
（2021年撮影）

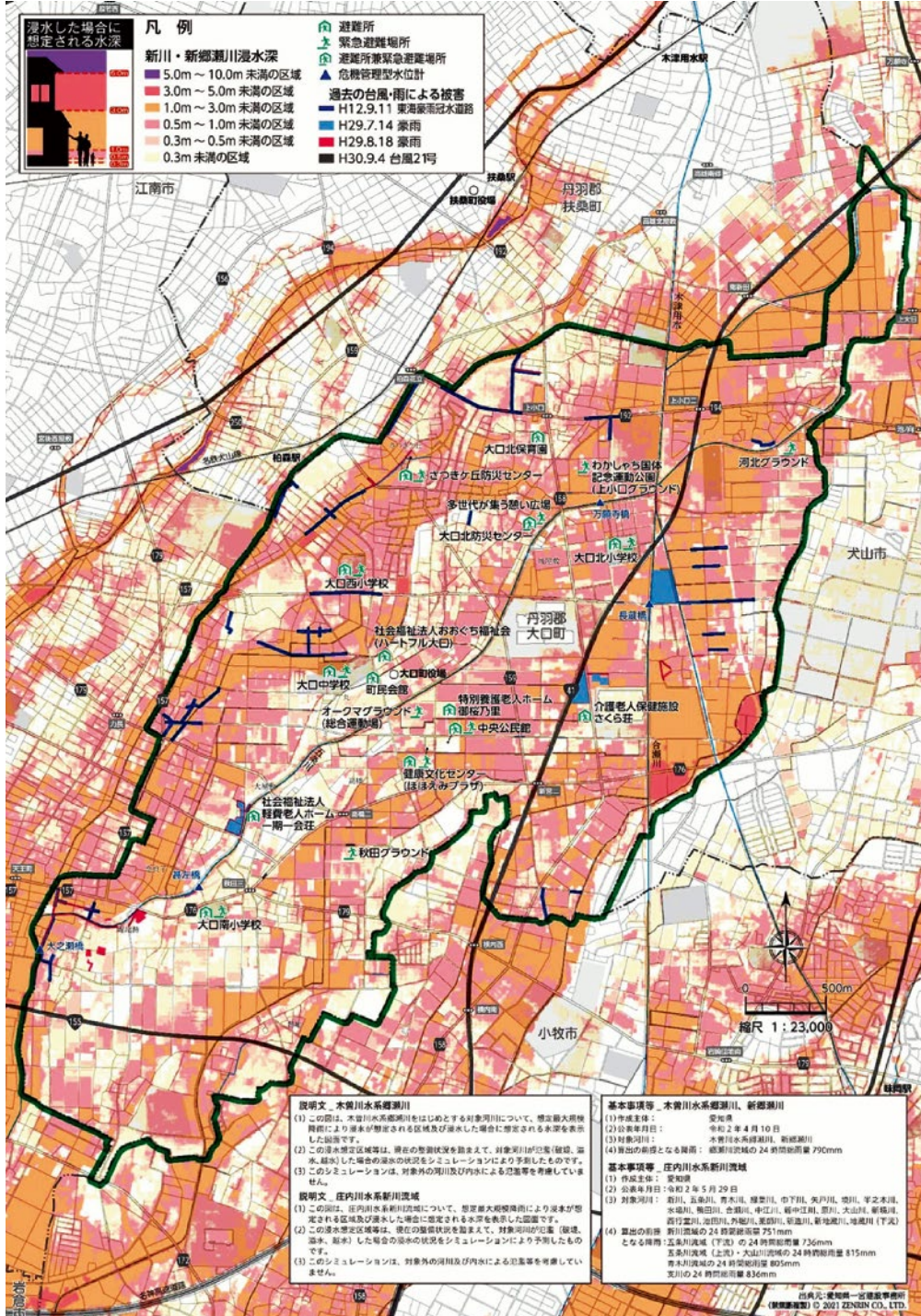
主な目的として町の行事やごみの収集日などの生活情報を定時放送としておこなっている（2-3-9）。また、火災・気象情報の臨時放送もあり、日常的に活用している。行政防災無線は、携帯電話やインターネット環境を持ち合わせない高齢者にとって大切な情報源であり、安全・安心なまちづくりを支える重要な媒体でもある。

洪水ハザードマップ

二〇〇〇年代に入ると、地球温暖化の影響による洪水の被害が顕著になり、町内では二〇〇〇年九月に発生した東海豪雨や、二〇一七年七月に起こった尾張北部の局地的豪雨により五条川が越水している。全国的にみてもこれまでの常識では通用しない想定外の局地的な短時間豪雨なども発生しており、洪水ハザードマップ（2-3-10）の作成や、日頃からそれらに備えるための周知の必要性は不可欠なものとなっている。

防災倉庫

防災備蓄品は従来、役場庁舎内で保管していたが、利便性が悪く備蓄品の増加にも対応できない状況であった。このため、二〇一三年に役場庁舎東側へ防災倉庫を新築し、備蓄品の基幹配布拠点として整備した（2-3-11）。防災倉庫は、鉄骨造一部二階建て、延床面積は三六八・七八㎡であり、一階には、長期保存用のごはん・パン・ペットボトル飲料水などの備蓄食料のほか、発電機・段ボールベッド・災害用トイレなどの防災備品を保管しており、二階には事務室を設け、災害時に在庫管理ができる。



2-3-10 洪水ハザードマップ（2020年4月作成）

町内には役場防災倉庫のほかにも、各小学校・大口北防災センター・さつきヶ丘防災センター・中央公民館にそれぞれ防災倉庫を設置し、各地域において迅速に防災備品が運用できるよう整備した。



2-3-11 役場防災倉庫 (2022年撮影)

さつきヶ丘防災センター

さつきヶ丘区は、地域内の高齢化率や単身高齢者世帯数の上昇を懸念しており、災害時における最寄りの避難所整備が課題となっていた。

そこで二〇一三年に老朽化したさつきヶ丘集会所を取り壊し、新たにさつきヶ丘防災センターを建設した。この防災センターは、延床面積三七五・五一㎡、鉄骨造一階建てであり、井戸や災害備品など、避難所機能を持ちながら、平常時は地域住民の交流の場となっている(2-3-12)。

大口北防災センター

旧大口北小学校校舎の取り壊し時、すでに耐震工事を終えていた同校体育館は取り壊さず、屋内運動場として利用開放した。その際、体育館を避難所として指定していたが、空調設備の更新や外壁改修が必要となった時に、北小学校区の防災拠点とする案が浮上し、二〇二二年に延床面積九二・三三㎡、鉄筋コンクリート造二階建てに改修し、翌年から大口北防災センターとした。

平常時は、大口町北地域自治組織の事務所として運用することで、防災のみならず地域の活動拠点である(2-3-13)。



2-3-12 さつきヶ丘防災センター (2022年撮影)



2-3-13 大口北防災センター (2022年撮影)

消防団

明治初めの大口町域では、各戸で防火に努める考え方があったが、一八七七（明治十）年頃には箱型竜吐水りゅうどすいを購入して消火にあたる地区があらわれ、一八九二年頃になると、各字に腕用ポンプを設置し、年齢二十歳から四十歳前後の男子各戸一人が加入する私設消防を組織した。

一八九四年に消防組規則が制定され、府県知事の管掌として公設消防組の設置を図り、大口村では一九二二（大正十一）年から地区ごとに大口公設消防組へと順次改組した。昭和に入り、消防組と防護団を統合し、新たな警防組織を設けるため、一九三九（昭和十四）年一月に警防団令が公布された。明治以来の消防組は解消し、同年四月一日、村も警察の補助機関として大口村警防団が発足した（2-3-14）。

一九四七年に消防団令が公布されると、従来の警防団は解消し、新たに全国の市町村で自主的民主的な消防団が組織される。村も大口村消防団として再び本来の目的である防火に力を入れることとなった。

一九六二年、町制施行とともに大口町消防団と改称した。さらに丹羽消防組合（現丹羽広域事務組合消防本部）の発

	事 柄
1939	警防団令公布（消防組と警防団を統合）大口村警防団（9分団）発足
1947	消防団令公布、大口村消防団と改称 団員数490人
1955	団員数を173人に縮小
1961	団員数を123人に縮小、身分を村直営消防団員に改正
1962	町制施行にともない「大口町消防団」に改称
1976	丹羽消防組合発足（職員数16人）本部分団解散 大字ごとに9分団編制とする（団員数97人）
1987	大口町小型ポンプ操法大会開始
1997	消防団活動の活性化を目的に委員会を設置
2005	第50回愛知県消防操法大会小型ポンプ操法の部準優勝
2009	第54回愛知県消防操法大会小型ポンプ操法の部準優勝
2010	第55回愛知県消防操法大会小型ポンプ操法の部優勝 第22回全国消防操法大会で大口町消防団が「優良賞」を受賞 （愛知県代表として小型ポンプの部に出場し、全国7位に入賞「優良賞」を受賞） 初の女性消防団員誕生
2013	日本消防協会特別表彰「まとい」受章 女性消防団員10人による予防啓発団設置。予備団員制度廃止
2015	第22回全国女性消防操法大会に出場し、敢闘賞を受賞

2-3-14 大口町消防団 年表（『大口町ホームページ 消防団』
【平成9年度決算に係る主要施策の成果報告書】）

団 長	1人
副 団 長	2人
秋 田 分 団	8人
豊 田 分 団	3人
大 屋 敷 分 団	4人
外 坪 分 団	10人
河 北 分 団	9人
余 野 分 団	9人
上 小 口 分 団	9人
中 小 口 分 団	7人
下 小 口 分 団	9人
予 防 啓 発 団 員	10人
合 計	81人

2-3-15 大口町消防団 団員数 (2023年4月1日現在)
 (『丹羽広域事務組合消防本部消防年報』)

足にともない本部分団を解散し、消防団活動の活性化を目指した委員会活動、さらには女性の入団など時の経過の中で変化を重ねた。二〇二三(令和五)年四月一日現在の団員数は八一人である(2-3-15)。

時代の流れとともに、消防団に対する考え方は変わってきたが、その使命である、地域住民の生命・身体・財産を災害から守ること、そして「私たちのまちを自分の手で守る」という信念は変わることなく受け継がれている。

昭和三十年代の消防団

昭和三十年代、大口の各集落には手動式のポンプ車がありました。台の両側に大きな車輪、中央にポンプ、その両サイドにTの字のハンドルが付いていました。皆でハンドルを上下に動かして水を吸い上げました。

消防の制服は、上着は半纏はんてんでズボンももひは股引きタイプのものでした。火事の現場まで団員が「よいしょ、よいしょ」と走りながらポンプ車を運んでいました。

その頃の大口には、消防車が一台あったかどうか。隊列訓練は全地区の団員が大口中学校の校庭に集まり、前進・回れ右・敬礼などの訓練を受けていました。

年末は、集会場まで夜警をおこなっていました。会場にコンロを持ち込み、すき焼きなどを食べながら。拍子木をたたいて「火の用心」と叫び、深夜過ぎまで夜警をしていました。

地域の実態は、どこの消防団でも団員が少なく、いざ火災が発生した場合、火災現場までポンプ車を迅速に運ぶことが難しく、消防活動には限界がありました。

(昭和十四年生まれ)

義務金の消滅

消防団活動を維持するため、各分団では地域内在住の一八歳以上にあたる男性は全員入団し、入団できない場合は分団活動費を担う義務金を納めるという慣例が存在した。しかし、就業形態などにより活動が困難な人が増え、また、男性のみから徴収することの不公平さや、徴収する団員の負担を鑑み、平成に入ると、義務金徴収制度は徐々に消滅していった。

なお消防団活動は、住民の生命、身体及び財産を守る活動ということで区会から助成金が支給されるようになったが、金額については各区によって差異があった。

消防操法大会

町は消防技術向上を目指して、一九八七年より、町内の全分団が出場する大口町小型ポンプ操法大会を実施している。

愛知県消防操法大会（以下「県大会」）は一九五六年に第一回が実施されており、町は当初、丹羽郡代表という枠で出場していたが、一九九三年から大口町・扶桑町・葉栗郡木曾川町（現一宮市木曾川町）の三町が輪番で出場した。

二〇〇五年に木曾川町が一宮市と合併したのを機に、大口町・扶桑町が隔年で県大会へ出場することになった。その後、全国消防操法大会が隔年開催であり、かつ県は「ポンプ車操法の部」と「小型ポンプ操法の部」に交互で代表を派遣していたため、二〇〇九年の県大会からは、両町二年ごとに出場することとした。

大口町消防団は、二〇〇五・二〇〇九年の県大会で準優勝し、二〇一〇年には優勝したため、全国大会に出場した。そこで全国七位の優良賞を受賞した（2-3-16）。

特別表彰「まとい」

二〇一三年、歴代団員の活躍、消防団の活性化を図る活動や全国消防操法大会への出場経験、日本消防協会の表彰歴などが認められ、日本消防協会表彰としては最高荣誉で



2-3-16 全国消防操法大会に出場した大口町消防団（2010年）

ある特別表彰「まとい」を授与された(2-3-17)。「まとい」は、江戸時代に町火消まちびけしが用いた旗印の一種であり、火災現場の屋根の上で掲げ、目印とするとともに仲間を鼓舞した。



2-3-17 特別表彰
「まとい」

団員数の減少・高齢化と女性団員の加入

消防団員数は、一九七六年に定数を九七人とした当時、毎年継続的に入団者があり、団員の勤続年数は三年から五年で、二〇〇四年度まで条例定数の団員数を維持した。しかしサラリーマン人口の増加や就業形態の変化、勤務時間の多様化により、徐々に入団する消防団員が減少した。さらに団員の減少と共に高齢化も進んでいる。二〇〇〇年四月一日現在の団員の平均年齢は二三・七歳であったが、二〇二三年四月一日現在の平均年齢は四一・〇歳である。

二〇一〇年、町内では初の女性消防団員が入団し、男性団員と同様に建物火災への出動や訓練などをおこなった。

また、地域防災の意識の高まりから、消防団は消火活動だけでなく、防災知識や応急手当での普及・啓発など幅広い活動が求められるようになり、大口町消防団でも広報活動を主として、住民の防災意識と知識習得に貢献する役割を担う女性の登用を進め、二〇二三年に一〇人が入団した。

一〇人の女性団員は、分団所属ではなく、消防団本部付きとした。主な活動は、火災予防広報をはじめ、小中学校で消防職員が実施する救命講習の補助など応急手当の普及活動、保育・幼稚園での防火啓発活動などである。

また、第二回全国女性

消防操法大会が二〇一五年に横浜市で開催された際、女性団員は愛知県代表として出場し、敢闘賞を受賞した(2-3-18)。出場時の名称は大口町女性消防隊であった。

二〇二三年四月現在、在籍している女性団員は二三人である。



2-3-18 全国女性消防操法大会に出場した大口町女性消防隊

丹羽消防本部の設置

一九七〇年、新都市計画法に基づき町内に市街化区域を設定し、のちに施行する大口余野特定土地区画整理事業により、住宅建設の活発化を予想していた。

また、町内企業の建物拡張と高層化、化学危険物の使用量の増加により、火災発生率の上昇と火災に対する高度な技術が必要になることから、専門性をもつ常備消防（消防署）の必要性が高まった。さらに、小牧市に委ねてきた救急搬送も出動回数の増加により、町内に消防本部を置くことが課題となった。

そのような課題に対応すべく、一九七五年十月に、大口町と扶桑町による丹羽消防組合が発足した。当初は扶桑町の体育館に仮事務所を設置し、救急業務と予防業務を開始した。

一九七六年七月、大口町上小口一丁目地内に新庁舎を竣工し、同年八月から消防本部と丹羽消防署が設置され、すべての消防業務を開始した。これにより、一一九番通報を受けてから緊急車両が現場に到着するまで、管内を一二分以内で網羅できるようになった。

一九九六年四月には、扶桑町内に丹羽消防署扶桑出張所

ができ、一九九八年には丹羽消防署大口出張所を大口町秋田一丁目地内に設置した。これ以降、年々増加する救急搬送に対応するとともに、管内を五分以内で網羅できるようになった。

二〇〇二年四月、大口町と扶桑町からなる尾張北部水道企業団と丹羽消防組合を統合し、丹羽広域事務組合が発足した。事務の効率化や経費削減が目的で、新組合では水道部・消防部・総務部の三部門を設置し、両組織に共通する事務を一本化した。総務部は、水道部のある大口町河北二丁目地内に置かれた。

二〇〇六年に一部改正された消防組織法では、市町村消防の広域化の推進が示され、都道府県に推進計画の策定を求められた。県は二〇〇八年に愛知県消防広域化推進計画を策定し、その中で示された消防広域化の圏域七市三町で尾張中・北部消防広域化研究会が置かれ、協議を重ねた。

その結果、二〇一一年八月に春日井市を除く六市三町（犬山市・江南市・小牧市・岩倉市・清須市・北名古屋市・豊山町・大口町・扶桑町）の市長・町長を協議会員とする尾張中・北部消防広域化準備協議会が発足し、同年十一月、広域化に先行して消防通信指令事務の共同運用が決定した。

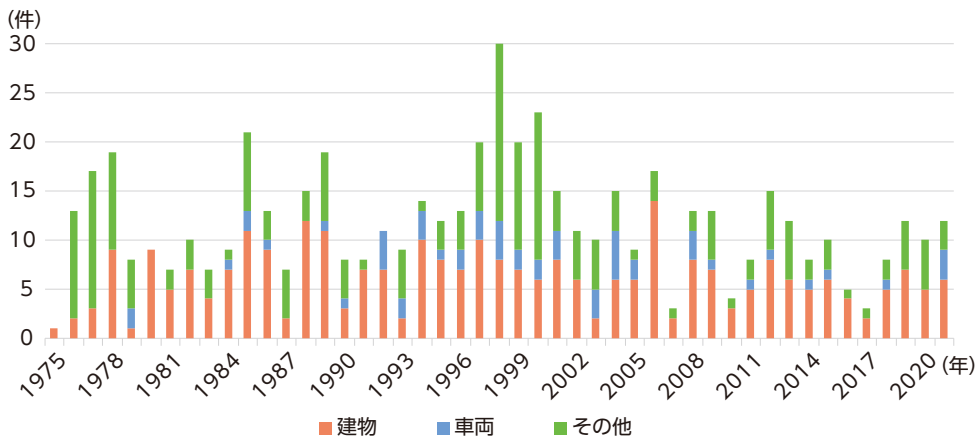
二〇一六年四月には、尾張中北消防指令センターが小牧市消防本部に隣接して設置され、犬山市・江南市・小牧市・岩倉市・丹羽広域事務組合（大口町・扶桑町）、西春日井広域事務組合（清須市・北名古屋市・豊山町）の六市三町による共同運用が始まり、同年より丹羽広域事務組合から三人が派遣されている。

丹羽広域事務組合消防本部に関する各種統計

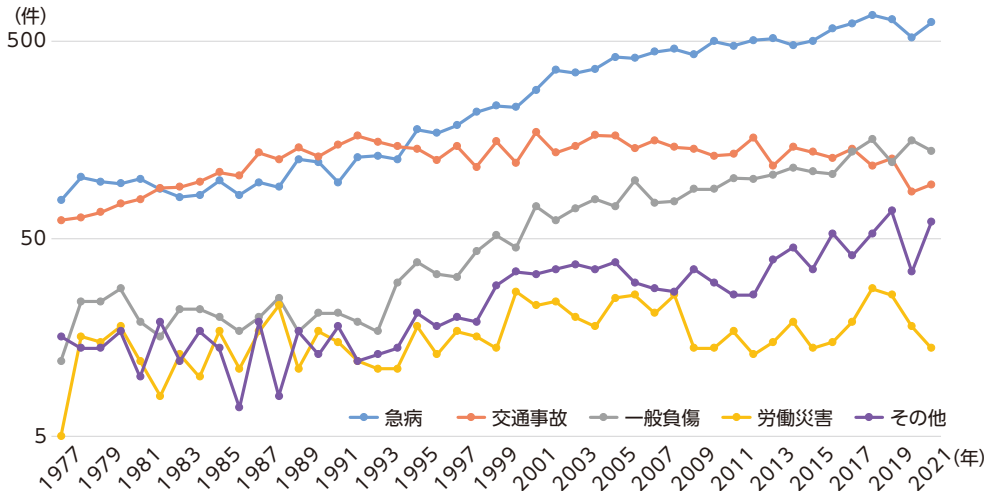
大口町内における出火件数と救急活動の推移は、グラフに示したとおりである。

建物の出火件数で一〇件以上になった年は、丹羽消防署が設置されて以来、六回となっている（2―3―19）。最も多かった年は、二〇〇六年の一四件であった。最も損害額が多かったのは、一九九〇年七月六日に起きた倉庫火災で、損害額は一三億六五七万円にのぼった。

救急出動については、急病と一般負傷の増加がみられ、合計件数も増加しつづけている（2―3―20）。



2-3-19 出火件数の推移（『丹羽広域事務組合消防本部消防年報』）
 ※「その他」は、建物火災と車両火災を除く火災であるが「枯草火災」が含まれる。



	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
急病 (件)	78	102	97	95	100	89	81	83	98	83	96	91	126	122	96
交通事故 (件)	62	64	68	75	79	90	91	97	108	104	136	126	144	130	149
一般負傷 (件)	12	24	24	28	19	16	22	22	20	17	20	25	17	21	21
労働災害 (件)	5	16	15	18	12	8	13	10	17	11	17	23	11	17	15
その他 (件)	16	14	14	17	10	19	12	17	14	7	19	8	17	13	18
合計 (件)	173	220	218	233	220	222	219	229	257	222	288	273	315	303	299
	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
急病 (件)	129	131	126	178	171	187	218	235	231	282	356	345	360	413	409
交通事故 (件)	165	154	146	142	125	147	115	155	121	172	136	147	167	165	143
一般負傷 (件)	19	17	30	38	33	32	43	52	45	73	62	71	79	73	98
労働災害 (件)	12	11	11	18	13	17	16	14	27	23	24	20	18	25	26
その他 (件)	12	13	14	21	18	20	19	29	34	33	35	37	35	38	30
合計 (件)	337	326	327	397	360	403	411	485	458	583	613	620	659	714	706
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
急病 (件)	439	455	425	498	471	503	514	475	500	576	613	674	641	519	619
交通事故 (件)	157	145	142	131	134	162	117	145	137	128	142	117	127	86	94
一般負傷 (件)	76	77	89	89	101	100	105	114	109	106	137	159	122	157	139
労働災害 (件)	21	26	14	14	17	13	15	19	14	15	19	28	26	18	14
その他 (件)	28	27	35	30	26	26	39	45	35	53	41	53	69	34	61
合計 (件)	721	730	705	762	749	804	790	798	795	878	952	1031	985	814	927

2-3-20 救急出動件数 (〔丹羽広域事務組合消防本部消防年報〕)

消防署の設立の願い

私は、昭和二十年代から五十年代にかけて消防団の副団長をやっていました。戦時中の警防団の頃から、農業をしながら携わっていたので、消防署がなくとも消火活動は十分できるという自負がありました。

でも、工場誘致によって工場が増えてきたことから、万が一、工場で火災が起きてしまったら大規模火災になりかねず、昭和四十年代に入ると消防署の必要性を意識するようになりました。

私が消防署の必要性を強く感じるようになったのは、火災ではなく救急搬送が遅れ知人が亡くなったことです。昭和四十年代、救急は小牧の消防署にお願いしていたそうで運悪く救急車が出払っており、犬山の消防署も同様でした。結局、江南の消防署から救急車が来たのは、最初の通報から一時間近くが経っていたと聞いています。

私は、消防団の副団長や農業関係の役員をやっていたので県庁に行くことも多く、県の消防担当に「大口町に消防署を」という話を何度もしました。

大口は人口が少ないということもありますが、なかなか色よい返事をもらえませんでした。大口町単独では無理だけど、大口町と扶桑町で一つの消防署を作るのであれば応援で

きるということになりました。

大口町の消防団長、役場の担当者や扶桑町の消防団長さんなどと合議の上、大口町と扶桑町で候補地を出し合うことになり、扶桑町境の上小口地区に、土地の形は少しいびつだけど、ここであれば土地の取得ができそうだとということになりました（2
—3—21）。

（昭和四年生まれ）



2-3-21 丹羽広域事務組合消防本部（2022年撮影）

丹羽消防署大口出張所の開所 丹羽消防署大口出張所は

一九九八年に開所した（2-3-22）。

丹羽消防署管内の理想的な消防署配置数は、消防力の基準（一九六一年）、消防力の整備指針（二〇〇〇年）をみると、管内人口五万人で二か所が基準とされている。しかし、それらの計画の中では、道路や地形状況、消防の行動時間や管内面積などから、理想の署所必要数を三か所と算出している。

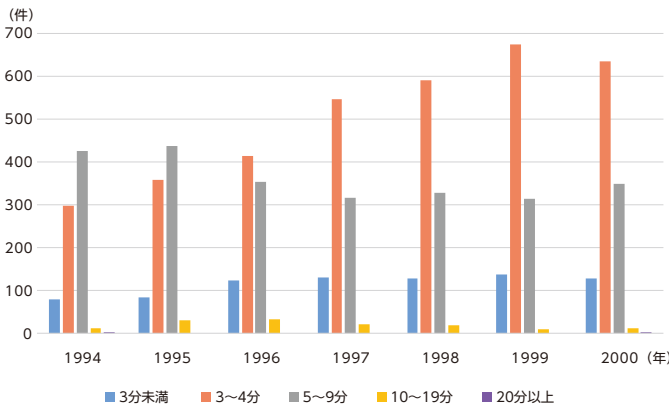
一九九六年、扶桑出張所が開所した後、町南部への出張所建設が計画された。その内容は建物延べ面積六〇〇〇七〇〇㎡、職員配置人数は一五人程度、消防・救急活動が可能な車両配置であった。大口出張所の建設予定地としては、町南部の主要道路である県道若宮江南線、県道宮後小牧線、そして都市計画道路で



2-3-22 丹羽消防署大口出張所（2022年撮影）

ある江南池之内線（県道若宮江南線と県道宮後小牧線を直線で結ぶ建設予定道路）にアクセスしやすい場所が選ばれた。

出張所開所前後の消防・救急車の現場到着所要時間別件数を見ると、開所前の一九九四年は八一八件中到着まで三〇四分は二九七件、五〇九分は四二七件であった。扶桑出張所開所後の一九九七年は一〇一五件中、到着まで三〇四分は五四六件、五〇九分は三一六件、大口出張所開所後の一九九九年は一一三九件中、到着まで三〇四分は六七四件、五〇九分は三一五件となり、出張所建設は、町内の消防力の強化に大きく貢献した（2-3-23）。



2-3-23 消防・救急車の現場到着所要時間別件数
（〔丹羽広域事務組合消防本部消防年報〕）

第二節 いのちを守る

社会保障制度

一九五五（昭和三十）年から大口村において工場誘致が始まり（第二編第二章第三節）、日本全体としても高度経済成長へと進み出した頃、国は一九五八年に国民健康保険法、一九五九年に国民年金法を制定し、両法律とも一九六一年から実施された。一九六〇年代は国民皆保険・皆年金という社会保障制度も充実しはじめた。

これより前の医療提供は、医療の値段は医師及び患者の経済状況次第で決まることが多く、貧困層と富裕層で受けられる医療に格差があった。村は一九五一年に診療所を設置したが（第二編第三章第三節）、医療施設は少なく、『五十年の歩み』によると、一九五六年に開業医三人、助産師二人であった。

当初の保険制度は五割給付で入院は事前承認が必要となり、投薬にも剤数に限りがあるなど制限があったため、保険外医療も多く存在した。また、富裕層は医療費を全額自己負担するのが当然であった。

このような状況の中始まった国民健康保険制度は、農林

漁業・自営業などを中心に浸透していった。そして高齢化社会が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や介護期間の長期化、また、核家族化の進行や介護する家族の高齢化、介護による離職が社会問題となった。

国は、民間企業などが介護事業に参入してサービスを提供することで、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、二〇〇〇（平成十二）年に介護保険制度を創設した。

介護保険制度は、満四十歳に達する月から保険料の支払いが始まり、収入に応じて生涯にわたり支払い義務が発生する。そして、介護が必要になった時、介護保険制度を利用することができる。満四十歳から六十四歳までを第二号被保険者、六十五歳以上を第一号被保険者とわけている。

二〇〇六年に公布された健康保険法等の一部を改正する法律により、二〇〇八年四月一日から、老人保健制度（一九八二年創設）にかわり、後期高齢者医療制度が始まった。この制度は、七十五歳以上の人及び一定の障害があるため申請により認定を受けた六十五歳以上の人に関する医療について、財政基盤の安定化を図るため、従来の医療保険制度から独立したものとなっている。運営主体は全市町村が

加入する各都道府県後期高齢者医療広域連合とした。

老人保健制度では、加入している医療保険によって保険料に差があり、若人と高齢者の費用負担が不明確で、医療保険者からは老人保健拠出金が年々高くなるなどの課題があった。

特に国民健康保険では、所得は低く、医療費は高額である高齢者が多く加入しているため、高い拠出金を支払う必要があるなど問題があった。町でも二〇〇二年度は拠出金が一番高く、四億二九五万七九〇二円で、保険給付費八億五三六七万二四三七円と比較すると、半額を超える状況となった。

後期高齢者医療制度の加入者は、保険料を個人単位で住所地の自治体に支払い、自治体から広域連合に納付する。保険給付は広域連合がおこない、個人負担を除く医療費の財源内訳は、五割を公費が負担し、一割を高齢者の保険料、四割を医療保険者が後期高齢者支援金として拠出した。

以下は国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各制度について、町の統計資料をもとに推移を述べていく。

国民健康保険制度

町では、二〇〇八年四月から被保険者の利便性を考慮し、世帯単位の被保険者証から個人単位で高齢受給者証を兼ねた被保険者証（以下「保険証」）に変更した。一般的には、七十歳～七十四歳の人は、保険証と負担割合がわかる高齢受給者証が必要になり、それぞれ有効期限も異なる。

町は、保険証をカード化する際に、保険証と高齢受給者証を一体化した（213-24）。

二〇一八年には、国から各自自治体に対し、高齢受給者証を兼ねた保険証の推奨があったが、町は先行して実施したことになる。

国民健康保険 被保険者証 高齢受給者証	有効期限 記号番号	平成21年 7月31日 999999
【一部負担割合 1割】		
氏名	大口 花子	性別 女
生年月日	昭和10年 9月23日	交付年月日 平成20年 4月 1日
取得年月日	平成20年 1月 1日	
世帯主氏名	大口 太郎	
住所	愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地	
保険者番号	00230615	保険者名 大口町
		印

2-3-24 高齢受給者証併用保険証の設計案

加入状況

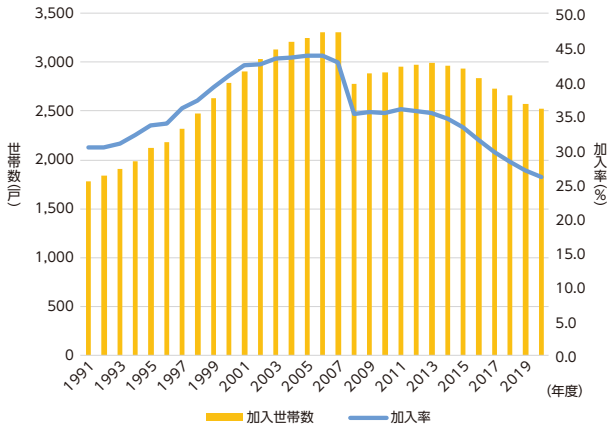
被保険者の加入状況は、人口の増減・医療制度改正・社会保険の適用拡大に影響される。

一九九一年度は、全世帯の約三割の世帯、人口の二四％が加入していた。その後、人口増や定年退職による加入にもない、二〇〇七年度まで年々増加した（二―三―25）。

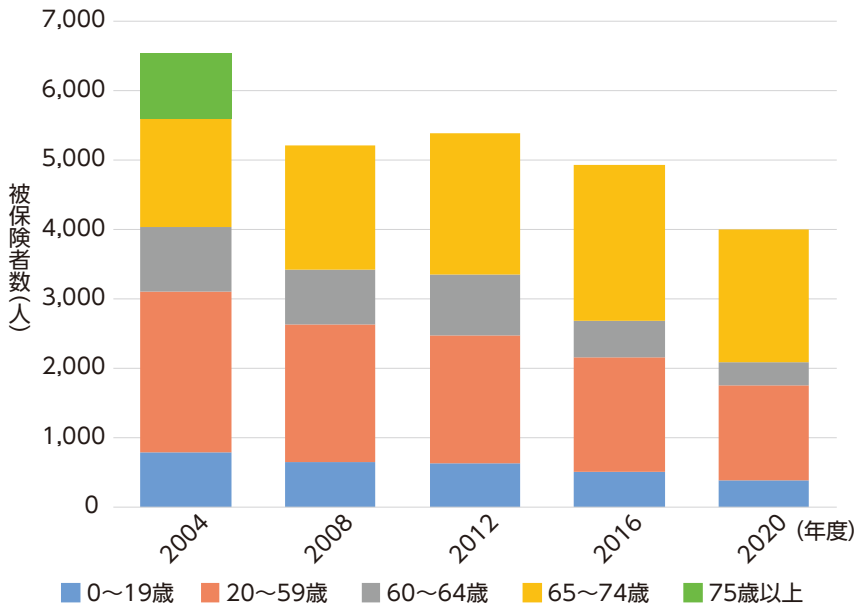
二〇〇八年度は医療制度改正により被保険者数は減少したが、その後は横ばいとなった。二〇一四年度以降、

定年延長や再雇用による六十歳～六十四歳までの社会保険適用の継続・拡大の影響もあり、被保険者数は年々減少傾向にある。

被保険者の年代別区分では、六十



2-3-25 国民健康保険世帯加入状況
 (『決算に係る主要施策の成果報告書』「大口町国保運営協議会資料」)



2-3-26 年代別被保険者数
 (『決算に係る主要施策の成果報告書』「大口町国保運営協議会資料」)

五歳～七十四歳までの被保険者の割合が毎年高くなっている（二―三―26）。

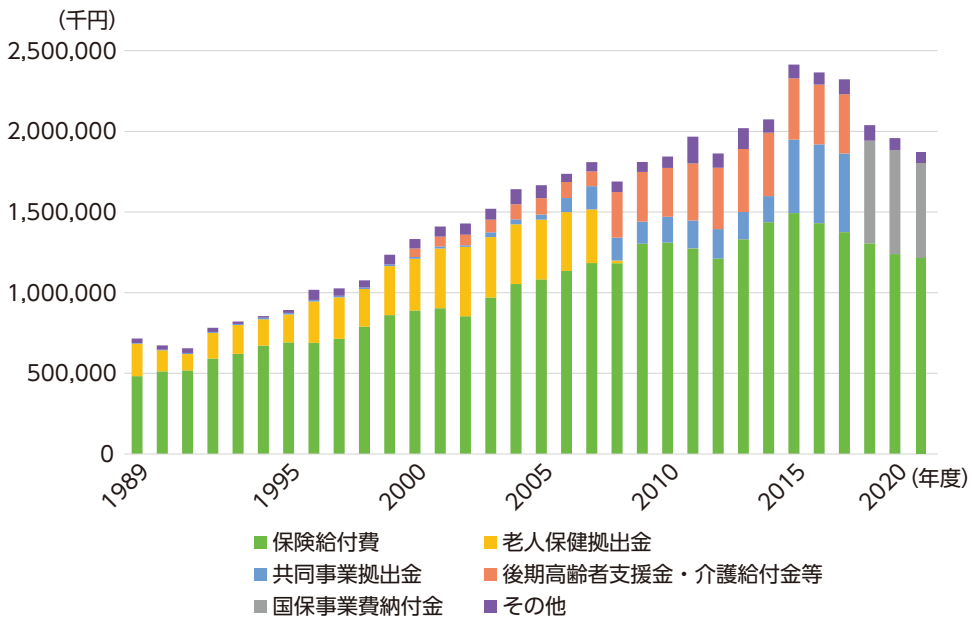
歳出と保険給付費の状況

歳出事業費について、一九八九年度から一九九一年度までは若干の減少があったが、一九九二年度以降は、二〇〇八年度と二〇一二年度を除き二〇一五年度までは増加傾向となった（2-3-27）。二〇〇八年度は、医療制度改革にともない減少したものである。ピークとなった二〇一五年度の事業費は、一九九〇年度の約三・五倍の額となる。

以降は、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行による被保険者の減少と、二〇一八年度から国民健康保険が都道府県単位となったため、町の歳出としては介護納付金や共同事業拠出金、後期高齢者医療支援金などがなくなるなど、減少が続いた。

保険給付費は、歳出の多くを占めており、医療制度改革や診療報酬の改正、被保険者の増減により影響を受ける。

一九八九年度から上昇傾向にあるが、二〇〇二年度の減少は、年間保険給付期間の見直しにより一か月分の保険給付費となっていることによる。二〇一五年度は、高額薬剤が保険適用となったため全国的にも医療費が高い。二〇一六年度以降の減少は、被保険者の減少によるものである。



2-3-27 歳出事業費の内訳 (『大口町歳入歳出決算書』)

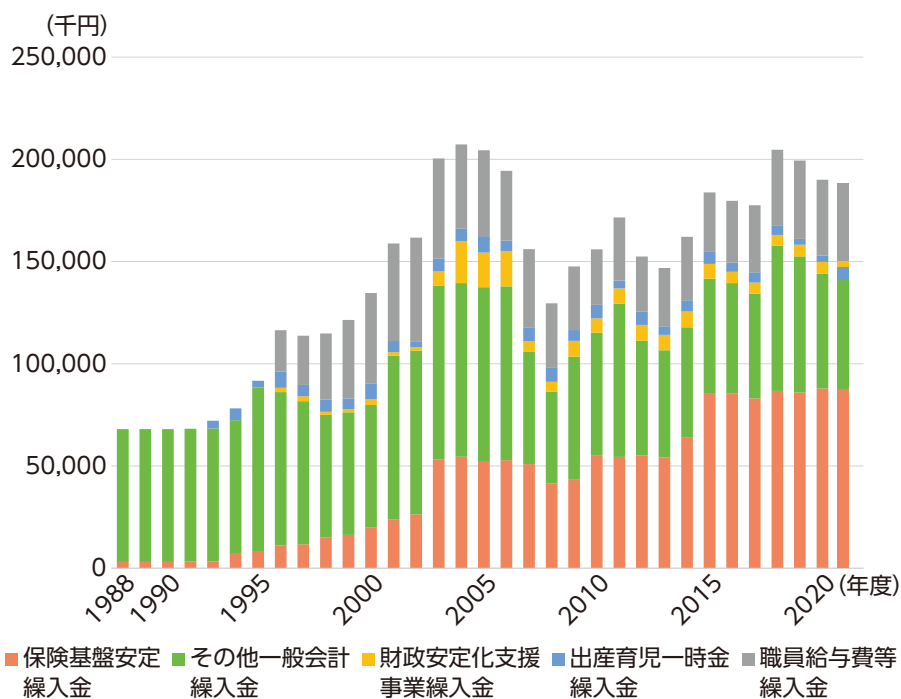
一般会計繰入金の状況

一九八八年度は、六八二三万三〇〇円であったが、その後は徐々に増額し、二〇〇三年度に二億円を超え、その翌年には二億七三〇万八四八円と最高額となり、一九八八年度と比べ約三倍の額となった（2―3―28）。

二〇〇八年度の医療制度改正により、一億二九五七万三八一四円まで減少したが、その後は増減を繰り返す。

二〇一八年度には、都道府県単位に広域化したことにもない、保険税の増大を抑制するため財政支援をおこなった。このため一般会計繰入金は二億円を超えるなど、それ以降は高い水準となる。

一般会計繰入金のうち、低所得者に対する被保険者の軽減分を公費によって補填する保険基盤安定制度が一九八八年度から始まり、創設当時は三三三万三〇〇円であった。二〇〇三年度には軽減率の拡大や低所得者の人数により算定された額の繰り入れをする制度が追加され、大幅な増額となり、その後も軽減対象者の拡大などもあって、二〇一五年以降では八五〇〇万円を超える額で推移する。



2-3-28 一般会計繰入金内訳（「大口町歳入歳出決算書」）

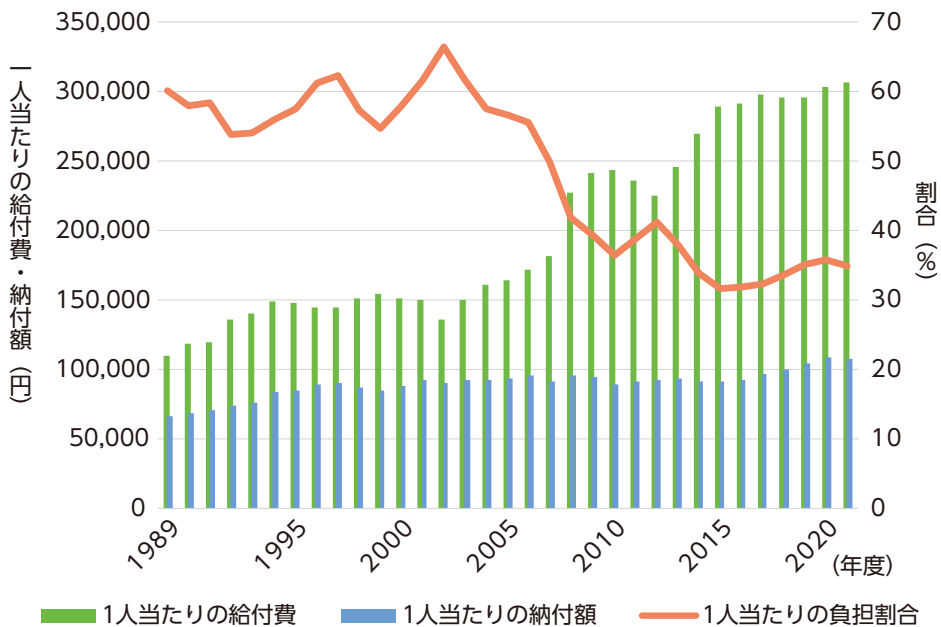
一人当たりの給付費と納付額

一人当たりの納付額は、一九八九年度の約六万六〇〇〇円から徐々に上昇し、二〇一九（令和元）年度は一〇万三〇〇〇円を超え、比較するとその額は、約一・六倍となった（2-3-29）。

一人当たりの給付費は、一九八九年度の約一十一万円から徐々に上昇し、特に二〇〇八年度は、自己負担の見直しや医療の高度化により、前年と比べ四万五〇〇〇円急激に上昇した。

その後、二〇一・二〇一二年度は減少したものの、二〇一三年度から二〇一五年度にかけては急上昇した。特に二〇一五年度は、前年九月に高額な薬剤が承認され保険適用となったため、全国的に医療費が上昇した。二〇一六年度から二〇一九年度にかけては二九万円台を推移しており、一九八九年度の約二・六倍である。

給付費に対するの保険税の負担割合をみると、一九八九年度は約六割と高かったが、財政支援や国民健康保険財政調整基金からの繰り入れがなされ、二〇一五年度以降は三割から四割の間で推移する。



2-3-29 一人あたりの給付費と納付額
 (『大口町歳入歳出決算書』『国保運営協議会資料』)

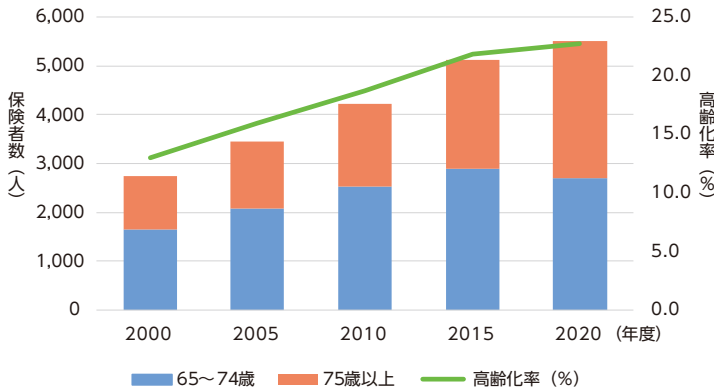
介護保険制度

介護保険が創設された二〇〇〇年度における町の高齢化率は一三％であったが、年々高くなっており、二〇二〇年度は二二・七％となった（二―三―30）。

また、六十五歳以上の高齢者数においても二七三三人から二倍以上の五五〇

八人となり、そのうち七十五歳以上の高齢者の割合は年々上昇し、二〇二〇年度には全体の半数を超えるなど高齢化が進行している。

世帯の状況においても、六十五歳以上の単身世帯や高齢夫婦世帯が年々増加している。



2-3-30 高齢化率と第1号被保険者（65歳以上）の推移
（『大口町介護保険事業報告書』）

介護保険料の推移

介護保険料は、三年に一度改定され、金額は市町村が定める。町における第一期の介護保険料基準額（月額）は二九四一円で、県内において三番目に高く、県や国の平均をやや上回っていたが、第二期以降は、県や国の平均を下回っている（二―三―31）。

第八期における、国・県平均の保険料基準額は、創設時と比べ、二倍を超える額となっているが、町は約一・五倍の額にとどまり保険料の上昇が抑制されている。

町の保険料段階は、国の基準より段階を多くし、所得の中間層に納付しやすいよう配慮している。

	保険料基準額（月額）（円）			保険料段階	
	大口町	愛知県平均	国平均	大口町	国
第1期（2000年度～2002年度）	2,941	2,737	2,911	5	5
第2期（2003年度～2005年度）	2,941	2,946	3,293	6	5
第3期（2006年度～2008年度）	3,450	3,993	4,090	7	6
第4期（2009年度～2011年度）	3,450	3,941	4,160	9	6
第5期（2012年度～2014年度）	3,750	4,768	4,972	10	6
第6期（2015年度～2017年度）	3,750	5,191	5,514	11	9
第7期（2018年度～2020年度）	4,041	5,526	5,869	11	9
第8期（2021年度～2023年度）	4,596	5,732	6,014	15	9

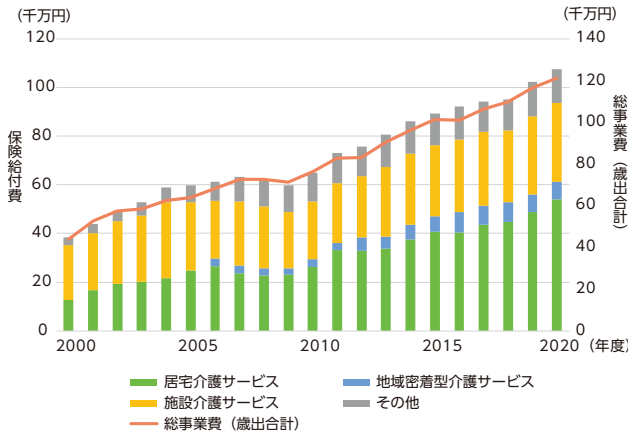
2-3-31 介護保険料基準額（月額）の推移
（『大口町高齢者ほほえみ計画』『厚生労働省資料』『愛知県高齢福祉課資料』）

歳出と保険給付費

介護保険制度創設時の二〇〇〇年度の事業費は、約四億四〇〇〇万円であったが、二〇一五年度には一〇億円を超え、年々上昇している（2-3-32）。

総事業費（歳出合計）のうち大部分を保険給付費で占めており、二〇〇〇年度の保険給付費は約三億八三〇〇万円、そのうち施設介護サービス費は約一億二六〇〇万円、居宅介護サービス費は

約一億二六〇〇万円であったが、一〇年後の二〇一〇年度には居宅介護サービス費が施設介護サービス費を上回り、その後、居宅介護サービス費が年々増加し、施設介護サービス費との差が大きくなっていく。



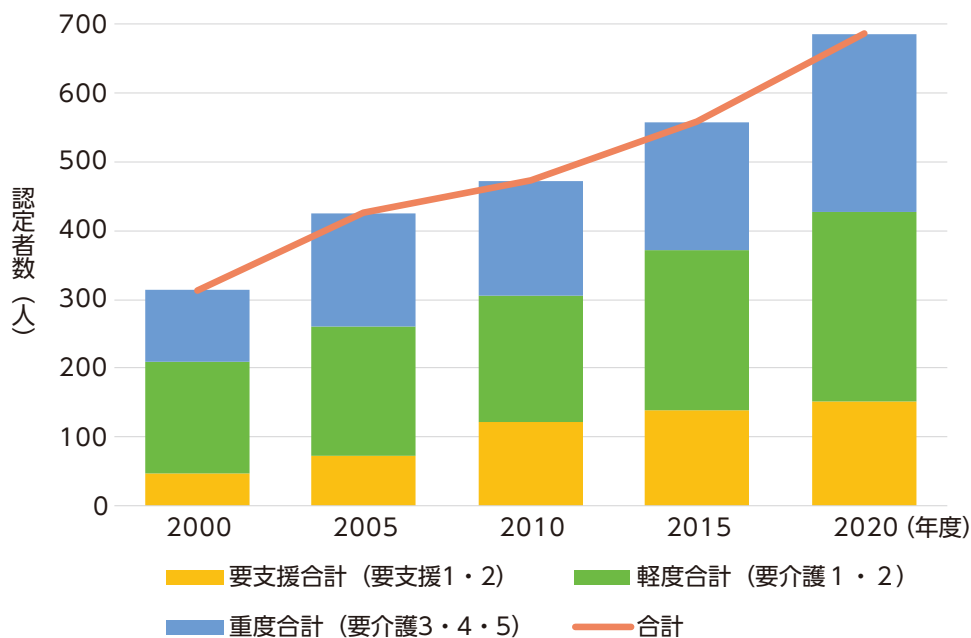
2-3-32 保険給付費の推移 (『大口町歳入歳出決算書』)

要介護認定者数の推移

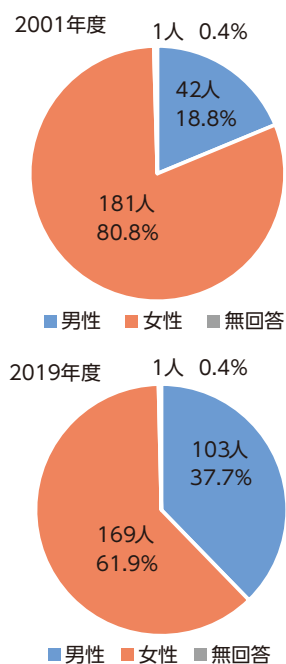
介護保険制度を創設した二〇〇〇年度の要介護認定者数は、介護保険制度の周知度も低く三一四人であったが、制度が周知されるとともに認定者は年々増加し、二〇二〇年度においては六八六人となり、二倍を超える人数となった。

認定者の要介護度について、二〇〇〇年度の要支援者は四七人であったが、年々増加し、二〇二〇年度では一五二人と三倍を超えた。特に二〇〇六年度は、国による介護認定区分の見直しがあり、要支援は要支援一、要介護一は要支援二と要介護一に変更したため、要介護一が減り、要支援者が多くなった。

要介護一・二の軽度認定者は、二〇〇〇年度が五二%、一六三人と半数を超えていたが年々割合は減少し、二〇二〇年度は四〇%、二七五人となっている。要介護三～五の重度認定者は、二〇〇〇年度三三%、一〇四人と三分の一を占めていた。その後、年々人数が増加し二〇二〇年度は二五九人と、二〇年前と比べ二・五倍になっている（2-3-33）。



2-3-33 認定者数の推移 (『決算に係る主要施策の成果報告書』『大口町介護保険事業報告書』)

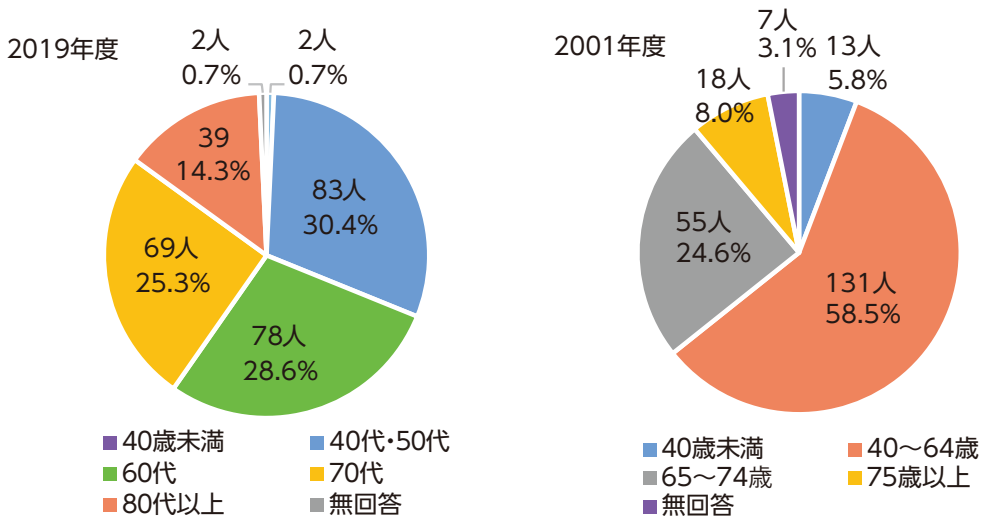


2-3-34 主な介護者の性別 (『大口町高齢者実態調査報告書』)

主な介護者の状況

主な介護者の性別について、大口町が三年に一度おこなっている高齢者実態調査の結果をみると、二〇〇一年度の調査では、女性が八〇・八%と高く、多くは配偶者や子の妻が介護をしていたが、二〇一九年度の調査では、女性は六一・九%と減り、男性が三七・七%と高くなっており、退職した息子が介護をするという状況が増加している(2-3-34)。

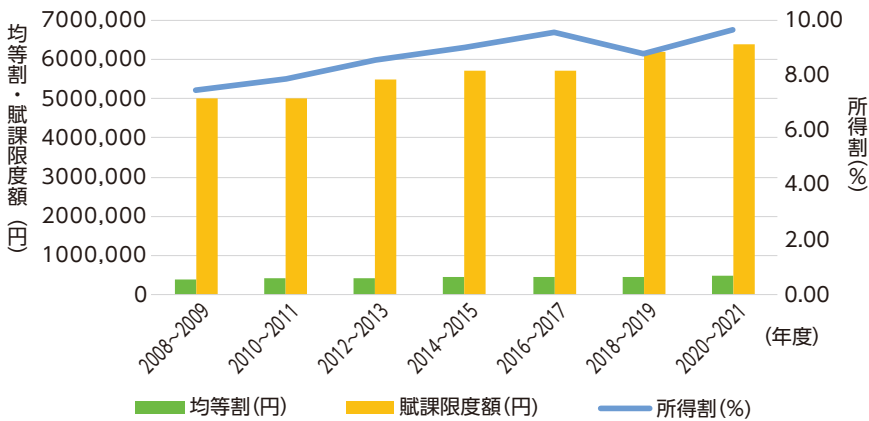
また、介護者の年齢は高齢化が進み、七十歳代以上が全体の約四割を占めており、老々介護の状況を読むことができる(2-3-35)。



2-3-35 主な介護者の年代別（『大口町高齢者実態調査報告書』）

後期高齢者医療制度
 保険料率は、愛知県後期高齢者医療広域連合が二年ごとに保険給付の見込みのもと見直しをおこなう。その推移をみると、制度創設時から二〇一七年度まで年々上昇したが、翌年度の保険料率は、前年度に余剰金が多く出たため所得割、均等割が共に減少となった（2-3-36）。

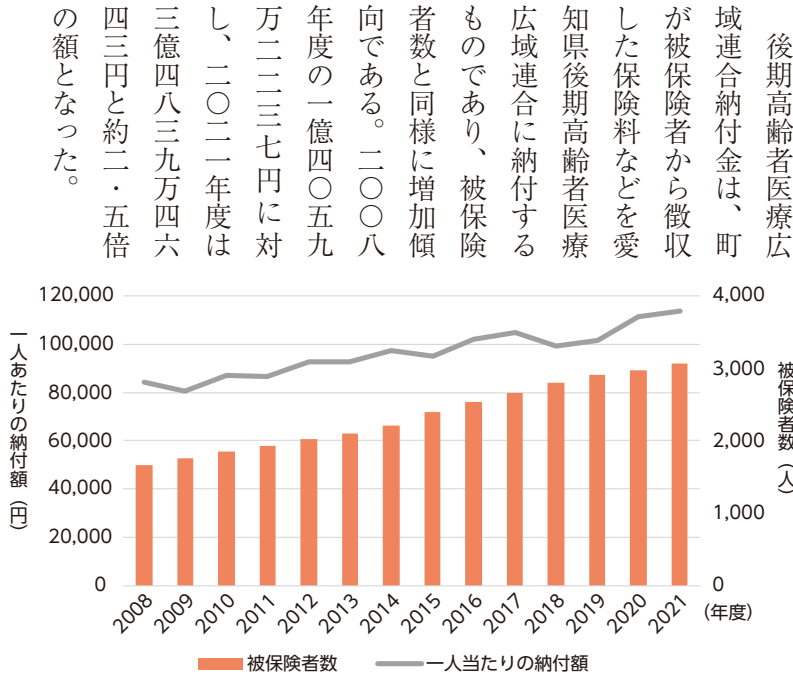
賦課限度額は、創設時は五〇万円であったが、二〇二〇年は、六〇万円と上昇している。



2-3-36 保険料率等の推移（『愛知県後期高齢者医療広域連合資料』）

被保険者数及び後期高齢者医療広域連合納付金

被保険者数は、二〇〇八年度が一六六六人であったが、その後年々増加し、二〇二〇年度には二九七四人となり、制度創設時の一・八倍となった（2-3-37）。



2-3-37 被保険者数と1人あたりの納付額の推移
 (『愛知県後期高齢者医療広域連合資料』)

後期高齢者医療広域連合納付金は、町が被保険者から徴収した保険料などを愛知県後期高齢者医療広域連合に納付するものであり、被保険者数と同様に増加傾向である。二〇〇八年度の一億四〇五九万二二三七円に対し、二〇二一年度は三億四八三九万四六四三円と約二・五倍の額となった。

障がい者の自立支援

障がい者福祉は、一九四九年の身体障害者福祉法と一九六〇年の知的障害者福祉法（旧精神薄弱者福祉法）に基づき進められたが、障がいの多様化に対応するため、一九七〇年に心身障害者対策基本法が制定された。この法律は一九九三年に障害者基本法へと改め、国が障害者基本計画を策定し、市町村も障害者計画の策定に努めなければならないとした。二〇〇六年には、障害者自立支援法が施行された。

同年、国際連合において障がいの権利に関する条約が採択され、日本は二〇〇七年に署名し、障害者基本法の改正や障害者総合支援法への改正など国内法の整備が進められ、日本は二〇一四年に障害者権利条約を批准した。

さらに、二〇一八年の児童福祉法の一部改正により、市町村は障害児福祉計画の策定を義務付けられた。

障害者基本法に基づく市町村障害者計画

町は一九九九年、障がい福祉施策の基本的な考え方を示した第一期大口町障害者計画を策定した。

第一・二期計画は五年ごと、以降六年ごとに改訂し、二〇二一年には大口町障がい者ほほえみ計画（第五期大口町

障害者計画）を策定した。

この計画では、「ともに分かり合い、ともに支え合う みんなでつくるまち おおぐち」を基本理念とし、障害者基本法の目的である「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、障がい者一人ひとりの潜在的な能力を引き出し、伸ばすことにより、個人の生活の質を高め、活力ある地域づくりを目指している。

二〇〇六年、第一期大口町障害福祉計画を策定した。この計画は、三年ごとに改定し、二〇一八年からは、第五期大口町障害福祉計画と、障がい児を対象にした第一期大口町障害児福祉計画をあわせて策定するようになった。

障がい児に対する通所支援など

障害者自立支援法では、障がい児に対する発達支援をおこなう児童デイサービスが規定され、二〇一二年の法改正により、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・医療型児童発達支援・保育所など訪問支援）として児童福祉法に引き継がれ、町内外の民間事業所において障がい児に対する発達支援をおこなっている。

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉事業法（現社会福祉法）に基づき、すべての都道府県・市町村に設置されている非営利の民間組織である。

社会福祉事業法は、一九五一（昭和二十六）年六月に施行され、初めて社会福祉協議会について規定がされたが、都道府県を単位とするものであった。同年、日本社会事業協会と戦災者の保護にあたっていた同胞援護会、全日本民生委員連盟の三団体が統合して、中央社会福祉協議会（中央社協）が発足した（後に「全国社会福祉協議会」に改称）。愛知県社会福祉協議会は、一九五〇年十二月に県内の社会福祉事業関係者・団体により設立され、社会福祉事業法の施行にともない、一九五二年五月に社会福祉法人となった。市町村の社会福祉協議会については、一九五二年三月までに全ての市町村で設立が完了した。

大口町社会福祉協議会の沿革

社会福祉事業法の施行にともない、一九五一年に任意団体として大口村社会福祉協議会が発足した。主な役割は、地域の諸問題について対策を協議し、福祉活動の総合的な

計画を立て、住民相互の福祉向上を図ることであった。第一次大口町総合計画（一九六六年）には、社会福祉協議会（以下「社協」）を強化すべく専任の職員を配置し、住民の保健福祉を増進する目標が掲げられた。社協は、民生委員・保護司・更生保護婦人会・婦人会などの代表で組織されており、一九八〇年代まで町の所管課によって社協の事務がおこなわれていた。

この当時の活動は各構成団体の活動とほぼ同じであり、例えば民生委員の活動として一九五〇年代から始まる世帯構成運動や心配ごと相談事業、一九六一年から県社協より市町村社協が委託を受け開始したくらし資金貸付業務などが挙げられる。

その後、一九八三年の社会福祉事業法の改正で、これまで任意団体であった市町村社協が法人化されることにより、社会的信用を得るとともに、地域福祉の専門機関としての責務を負うこととなった。県社協は同年に市町村社協機能基盤強化計画を策定し、「未法人社協は向こう五年間（一九八七年まで）に法人格を取得する」という目標を掲げた。このため、法人化されていない市町村社協へ出向き、計画の進捗状況について協議する一日県社協を実施した。町で

は一九八五年に開催している。そして同年十二月に町は法人化促進会を発足し、法人認可申請に向けての検討や審議が始まった。

一九八七年二月、任意社協の解散が決定され、同年七月一日、社会福祉法人大口町社会福祉協議会が設立された。事務所は当初、大口町役場内に置き、同年九月、当時の大口町保健センター西館（現ハートフル大口の敷地内）に移した。

ボランティアの拠点となる大口町ボランティアセンターと心配ごと相談所の機能を設け、十二月には地域説明会を開催し、住民参加による社協運営の意義を説明し、会員募集を開始した。

法人化後の事業

当初は、高齢者・障がい者・ひとり親家庭・低所得世帯などを対象とした支援活動やボランティア、在宅介護事業を手掛け、一九八九（平成元）年四月、町からホームヘルパー派遣事業を受託し、同年十一月には福祉功労者・金婚者への顕彰をはじめ、映画上映・講演会などアトラクションを盛り込んだ第一回大口町福祉のつどいを開催した。二

〇一・二年度から大口町表彰式として町と共催でおこなっている。

一九九一年四月からは、児童生徒の福祉の心を育む福祉協力校指定事業を開始し、のちに福祉実践教室として町内全校で継続して実施している。

一九九三年四月、デイサービス事業を町から受託し、同年七月に大口町デイサービスセンターを老人福祉センター内に開所した。その後、同施設の南側に新築移転し、一九九五年からは大口社協デイサービスセンターと改称して運営している（2-3-38）。

一九九八年十一月、大口町健康文化センター^{しゅんこう}竣工にともない、事務所を同センター二階に移転した。

二〇〇〇年の介護保険制度開始とともに、居宅介護支援・訪問介護・通所介護の三事業



2-3-38 大口社協デイサービスセンター

所を経営し、地域福祉と在宅福祉をかねた法人として新たなスタートをきった。

ボランティア活動

二〇一一年六月、東日本大震災の復興支援活動（第一編第三章第二節）において、避難所・仮設住宅での憩いの場の提供や支援活動先の役割分担などの経験は、職員のスキルアップにつながり、その後の地域福祉活動の大きな原動力となった。

二〇一三年には、子どもから高齢者までを対象としたふれあいサロン事業を展開し、町内一七か所において、高齢者の交流の場や安否確認、活動を支援する役員の意見交換の場ともなり、地域の拠点として発展していった。

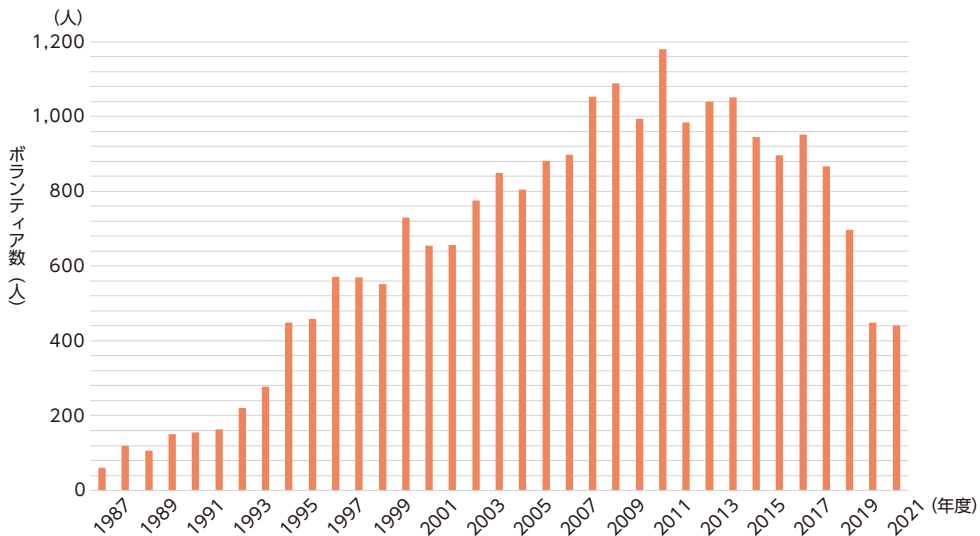
日常生活自立支援事業の町からの受託と独自事業として、二〇一〇年から取り組んできた総合福祉相談事業による金銭管理などの相談業務は、二〇一五年に福祉援助サービス事業として、本人・世帯の暮らし全体をとらえ、本人に寄り添いながら継続的に個別支援をして関わる伴走型支援の柱となっている。

二〇一八年から事業化した住民参加型生活支援おたすけ

隊サービスは、制度の狭間の困りごとや複合的な生活課題を抱える住民のニーズに応じ、地域住民の力で解決するしくみのひとつであり、地域力の強化や地域共生社会の実現にもつながっている。

ボランティアの登録者数の推移をボランティア保険加入者の推移でみる。当初は、ゆるやかに増加していた。阪神・淡路大震災発生の一九九五年を「ボランティア元年」といい、この年を境にボランティア数は大きく増加し、二〇一年、東日本大震災の復興支援ボランティアでピークを迎えた。

二〇一九（令和元）年度、町が団体向け保険である団体活動総合保障制度に加入したことにより、ボランティア保険加入者はその制度に移行したため、グラフ上では減少している（2-3-39）。



2-3-39 ボランティア登録者数の推移（ボランティア登録者数＝ボランティア保険加入数）

ボランティア

私は、ボランティア活動の定義は、自分の時間に余裕があるときに自分のできることを、見返りを求めないで自発的にお手伝いをするということだと思っていました。大口町社協の設立当初は、何か特別なことをして人の手助けをすることだと思っている人が多かったように思います。

一九九五年の阪神・淡路大震災では、まさにボランティア活動の定義が多くの意志ある方によって具体的に実践され、後に一九九五年は「ボランティア元年」と言われました。この年を境にボランティア数（ボランティア保険の加入者）は大きく増加し、二〇一一年、東日本大震災の復興支援ボランティア活動でピークを迎えています。

大口町では協働のまちづくりが浸透する中、ボランティア活動と呼ばれていたことが、みんなで参加する、当たり前になりつつある側面もあると思います。

（昭和三十六年生まれ）

社会福祉法人おおぐち福祉会

町では、心身障がい者の家族が、心身障がい者の権利拡大と親睦を目的として、一九七九年に大口町心身障害児（者）親の会を会員二人で発足した。

一九八五年四月、大口町心身障害児（者）親の会が、大口町診療所の建物を利用し、「ふれあいの家」を通所者六人で開設した。一九九〇年には、町が大口町社会福祉協議会に運営委託し、大口町心身障害者小規模授産施設となった。

一九九九年には、安定的運営・自主運営・施設建設を目指し、ふれあいの家法人促進会を設立し、研究会を二回開催した。そして、二〇〇〇年五月に社会福祉法人（仮称）おおぐち福祉会設立準備会を発足させ、二〇〇一年に社会福祉法人おおぐち福祉会として設立認可を受け法人登記をおこなった。

二〇〇二年、町から旧保健センター跡地（三八七四・四四㎡）の無償貸与を受け、知的障害者授産施設（通所）ハートフル大口（延床面積六九五㎡）を開所した（2―3―40）。二〇〇五年に施設を増築（五四一・三三三㎡）し、ヘルパーステーションや地域活動支援センターも開設した。

二〇一二年四月から障害者総合支援法の改正にともない、多機能型事業所（生活介護・就労継続支援B型）となった。二〇一六年からは、就労継続支援B型の利用者が、町の委託を受け、大口町資源リサイクルセンターで職員とともに就労を開始した。

その後、町より八七三・八三㎡の土地（下小口地内）の無償貸与を受け、二〇二〇年に共同生活援助グループホームふれあいの家を定員五人で開所した。



2-3-40 ハートフル大口（2022年撮影）

大口町地域包括支援センター

一九八六年、長寿社会対策大綱が閣議決定された。一九八九年には、高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）が策定された。この中には、消費税導入の趣旨を踏まえ、高齢者の保健福祉分野における公共サービスの基盤整備を全国規模で進めることとし、数値により明確化している。一九九〇年に福祉関係など八法が改正され、施設サービスから在宅サービス中心へと、市町村を中核とする高齢者福祉体制が示された。

市町村には、老人保健法と関連する市町村老人保健福祉計画の策定が義務付けられたため、町では一九九三年に大口町高齢者保健福祉計画を策定した。一九九五年に社会福祉法人愛生福祉会が運営主体である特別養護老人ホーム御桜乃里（おんざののさと）の開所にあわせ、同法人に、高齢者やその家族の相談に応じ支援する大口町在宅介護支援センターの運営を委託し業務を開始した。

町が二〇〇五年の介護保険法の改正を受けて策定した、二〇〇六年の大口町第四期高齢者保健福祉計画・第三期介護保険事業計画に基づき、同年四月、大口町在宅介護支援センターを廃止し、地域包括支援センターを開設した。こ

のセンターでは、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉法人おおぐち福祉会より派遣を受けた社会福祉士の三職種が連携し、高齢者をはじめとする地域住民の総合的な相談窓口とした。

同年九月には、町独自の施策として、支援の必要な障がい者と高齢者が、年齢や状況に関係なく相談できる窓口を一本化することを目的に、社会福祉法人おおぐち福祉会から、さらに一人の社会福祉士の派遣を受けて組織強化を図った。二〇〇七年には介護予防を目的として、社会福祉法人おおぐち福祉会より看護師が一人増え、業務をおこなった。

地域包括支援センターの主な職務内容は、高齢者やその家族に対する総合相談支援をはじめ、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、障がい者（児）相談支援など多岐にわたる。

地域包括支援センターの運営

開設当初は、大口町健康福祉部所管であったが、二〇一〇年に社会福祉法人おおぐち福祉会に地域包括支援センターの運営を委託するとともに、同法人敷地内に地域包括支援センターの事務所を建設して、二〇一一年より業務を

開始した（2-3-41）。その後、認知症高齢者や単身高齢者、相談事業の増加にともない職員を増員して対応した（2-3-42）。



2-3-41 地域包括支援センター事務所

	2006	2008	2010	2012	2014	2016	2018	2020
高齢者 相談件数	1,074	2,298	3,749	3,090	4,550	3,949	4,686	5,160
障がい者 相談件数	103	335	659	639	697	1,704	2,181	2,242

2-3-42 相談件数の推移（「地域包括支援センター活動のまとめ」）

シルバー人材センターとは

シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的とした組織である。

「自主・自立・共働・共助」を基本理念として、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事を家庭・事業所・官公庁などから引き受け、シルバー人材センターに加入している会員に対し、希望や能力に応じて就業を提供している。

大口町シルバー人材センターの設立

一九八〇年、国は高齢化社会に向けた労働対策のため、高齢者労働能力活用補助事業を新たに設けた。一九八六年、高齢者などの雇用の安定などに関する法律を施行して、シルバー人材センターは、法律に基づく法人組織と定義された。

町では一九九一年四月、社団法人大口町シルバー人材センター設立準備会を発足し、同年十月一日に設立した。

会員は五八人、事務所は、旧大口町保健センター西館（大口町下小口七丁目地内）に置いた。

社団法人大口町コミュニティー・ワークセンター

二〇〇〇年代に入ると、長期にわたる景気低迷によって雇用不安が深刻化し、町を所轄するハローワークでは、四十五歳以上にあたる中高年齢者の有効求人倍率が特に低い状況が続いた一方、シルバー人材センターにおいては、増加する就業ニーズに応じた会員確保が充分にできていなかった。

そうした課題の解消と組織の活性化を図るために、高齢者と中年者（四十五歳以上六十歳未満）が協力することでセンターにおける活動の幅を広げ、高齢者の経験や技術の伝承を目的とした中年者就業事業を立ち上げ、二〇〇三年十月、町は構造改革特区計画及び申請プロジェクトを発足した。

厚生労働省及び全国シルバー人材センター



2-3-43 大口町コミュニティー・ワークセンター事務所

事業協会との方針協議、県との定款変更の事前協議・認可を行い、二〇〇五年三月、中年者就業事業を開始した。その際、名称を社団法人大口町コミュニティ・ワークセンターに変更するとともに、現在の活動拠点である高齢者活動支援センター（大口町下小口六丁目地内）を総合運動場駐車場の一角に町が建設して、事務所を移転した（2―3―43）。

公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンター

二〇一三年四月、公益法人制度改革にともない、公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンターとなった。

設立時、五八人であった会員数は、二〇二〇年現在で二七人となり、事業規模も約一億円に成長した。

受注する業務としては、清掃・草刈りなどの屋内外作業、パソコン入力などの事務、公園・駐車場管理、家事援助サービスなどがある。

人生一〇〇年時代を迎える中、社会全体では定年延長や再雇用が制度化されているが、高齢者の能力を十分に発揮し、年齢に関わりなく活躍できる場として、センターが果たす役割も重要である。

契約金額と会員数の推移

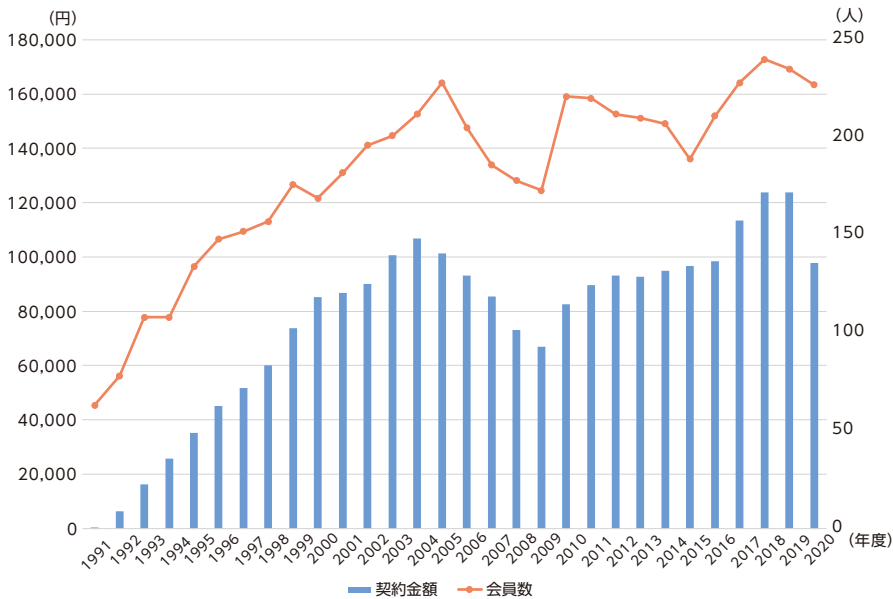
大口町シルバー人材センター設立以降、二〇〇四年度まで、家庭・事業所・官公庁から受注した^{せんでい}剪定・草刈・除草作業をはじめとした外作業・清掃作業・施設管理業務、大型量販店における軽作業を中心に、契約金額は順調に増えた。

二〇〇五年八月、独自事業カフェきんもくせいをオープンし、女性会員の就業機会創出を図る一方で、就業形態適正化による請負業務の見直しや二〇〇八年度のリーマンショックによる従来業務契約の打ち切りなどにより、二〇〇九年度に至るまで契約金額は減少した。

二〇〇九年度からは、シルバー労働者派遣事業へ本格的に参入したことで、請負業務で対応できない事業所などでの工場内軽作業や運転業務などを実施できるようになった。それに加え、家事援助を目的としたワンコインサービス事業（三〇分を一単位としてワンコイン＝五〇〇円）、飛散防止フィルム貼りといった新たな事業の展開を図ったことも功を奏し、二〇一九年度まで契約金額は増加した。

二〇二〇年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、派遣事業を中心としたセンターと事業所などの間で締

結した契約が打ち切られる事態が相次いだ結果、契約金額は前年度に比べ大幅に減少した（2―3―44）。



2-3-44 契約金額及び会員数の推移
 (『コミュニティ・ワークセンター総会議案書』)

第三節 健康のまち

診療所の設置

国民健康保険直営診療所は、戦後医師不足の地域をなくす目的と、国民健康保険制度を広く普及するために設置された。

一九五一（昭和二十六）年、大口村でも国・県の補助を受けて建設し、住民の診療を開始した。一九六六年には、新しい設備の導入とともに改築をおこなっている（2―3―45）。その後、町内に民間医療機関が開設されるようになり、一九八三年に廃止した。

母子健康センターの設置

一九六六年に施行された母子保健法により、診療所に隣接して母子健康センターを開所した（2―3―46）。当初は、妊産婦の健康相談・出産・検診・予防注射など母子衛生に関する活動が主であったが、徐々に住民の健康相談・保健指導・各種検診・家庭巡回など保健師の活動範囲は広がっていった。



2-3-45 大口町診療所 (1966年)



2-3-46 大口町母子健康センター (1966年)

健康の拠点・保健センターの設置

一九八三年に施行された老人保健法にともない、廃止となった診療所建物を活用し、母子健康センターに替えて保健センターを開設した。保健センターでは、母子保健事業に加え、一般健康相談や健康手帳の交付、検診や成人病教室の実施、寝たきり老人の家庭訪問、健康づくり事業など、住民全般にわたる保健活動へと広がった。

一九九四（平成六）年、地域保健法第一八条において、保健センターは「住民に対し、健康相談・保健指導・健康診査・その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設」と定義された。これにより、住民の健康課題に沿って、より地域の実情に合った保健活動をすることを求められるようになった。

一九九七年には、介護保険法制定により、町でも高齢者の健康維持に対する事業の必要性が高まっていった。

一九九八年十一月、町民の健康と文化の拠点として大口町健康文化センターが竣工し、建物内に保健センターが移転した。その記念事業として、町民挙げてのウォーキング大会（2―3―47）を開催し、四六〇人が参加した。以後、健康まつりの一環として、健康推進員を中心に毎年開催され、三〇〇～四〇〇人の参加者がある。

保健センターが担う役割

母子保健事業に始まり、保健センターが担う事業は住民全般にわたる保健活動へと幅が広がり、保健師の役割もより多様化・細分化されていった。

一九八九年から国・県が推進した、八十歳になっても自

分の歯を二〇本以上保つ八〇二〇（ハチマルニイマル）運動に、町も翌年から推進・啓発してきた。二〇一九（令和元）年には、全ての町民が歯と口の健康を通して生涯にわたり豊かな暮らしができるまちづくりを目指して、大口町歯と口の健康づくり推進条例を制定した。この条例をきっかけとして、四十歳からの歯周病予防健診を、二十歳から引き下げるとともに、後期高齢者の歯科口腔健診を無料で受けられるようにし、いつまでも自分の歯でおいしく食べることを目標にした。

二〇〇八年の老人保健法の改正により、法律名が高齢者の医療の確保に関する法律に変更され、成人病を生活習慣病と改めた。改正では、生活習慣病予防対策として医療保険者に対し、健診とその後



2-3-47 健康文化センターオープン
記念事業ウォーキング大会（1998年）

分の歯を二〇本以上保つ八〇二〇（ハチマルニイマル）運動に、町も翌年から推進・啓発してきた。二〇一九（令和元）年には、全ての町民が歯と口の健康を通して生涯にわたり豊かな暮らしができるまちづくりを目指して、大口町歯と口の健康づくり推進条例を制定した。この条例をきっかけとして、四十歳からの歯周病予防健診を、二十歳から引き下げるとともに、後期高齢者の歯科口腔健診を無料で受けられるようにし、いつまでも自分の歯でおいしく食べることを目標にした。

分の歯を二〇本以上保つ八〇二〇（ハチマルニイマル）運動に、町も翌年から推進・啓発してきた。二〇一九（令和元）年には、全ての町民が歯と口の健康を通して生涯にわたり豊かな暮らしができるまちづくりを目指して、大口町歯と口の健康づくり推進条例を制定した。この条例をきっかけとして、四十歳からの歯周病予防健診を、二十歳から引き下げるとともに、後期高齢者の歯科口腔健診を無料で受けられるようにし、いつまでも自分の歯でおいしく食べることを目標にした。

分の歯を二〇本以上保つ八〇二〇（ハチマルニイマル）運動に、町も翌年から推進・啓発してきた。二〇一九（令和元）年には、全ての町民が歯と口の健康を通して生涯にわたり豊かな暮らしができるまちづくりを目指して、大口町歯と口の健康づくり推進条例を制定した。この条例をきっかけとして、四十歳からの歯周病予防健診を、二十歳から引き下げるとともに、後期高齢者の歯科口腔健診を無料で受けられるようにし、いつまでも自分の歯でおいしく食べることを目標にした。

分の歯を二〇本以上保つ八〇二〇（ハチマルニイマル）運動に、町も翌年から推進・啓発してきた。二〇一九（令和元）年には、全ての町民が歯と口の健康を通して生涯にわたり豊かな暮らしができるまちづくりを目指して、大口町歯と口の健康づくり推進条例を制定した。この条例をきっかけとして、四十歳からの歯周病予防健診を、二十歳から引き下げるとともに、後期高齢者の歯科口腔健診を無料で受けられるようにし、いつまでも自分の歯でおいしく食べることを目標にした。

分の歯を二〇本以上保つ八〇二〇（ハチマルニイマル）運動に、町も翌年から推進・啓発してきた。二〇一九（令和元）年には、全ての町民が歯と口の健康を通して生涯にわたり豊かな暮らしができるまちづくりを目指して、大口町歯と口の健康づくり推進条例を制定した。この条例をきっかけとして、四十歳からの歯周病予防健診を、二十歳から引き下げるとともに、後期高齢者の歯科口腔健診を無料で受けられるようにし、いつまでも自分の歯でおいしく食べることを目標にした。

大口町健康の町宣言

一九九三年十二月、町議会において大口町健康の町宣言が議決され、「健康はまちの財産であり、しあわせの源」であることが明文化されたことを機に、町の健康づくり施策の進展を始めた（2-3-48）。その根幹を担うのが、一九九五年六月に創設した、健康で幸せな生活を送るため、地区住民の健康意識を高め、地区活動を積極的に推進することを目的とする健康推進員制度である。

健康推進員

各地区から選出された健康推進員は、地区担当の保健師と連携・協力し、地区ごとに工夫を凝らしウォーキング・グラウンドゴルフ・ラジオ体操などの健康づくり活動や、



2-3-48 健康の町宣言啓発看板

研修会、栄養・料理教室などの地区活動を実施することにより、地域住民の健康を支える中心的な役割を担った。さらに、各行政区・老人クラブ・子ども会などの様々な事業に協力するなど、地域で欠かせない存在となっている。町の事業においても、ふれあいまつりや町民体育祭などに積極的な参画・協力をおこない、健康を軸とした町全体の健康づくり・まちづくりの活動に寄与している。

また、健康寿命の延伸を合言葉として、健康推進員を中心に地区の住民と一緒に進めてきた健康づくりの様々な取り組みは、介護保険開始以後二十余年が過ぎ、町の介護給付費の伸びが抑制されていることや、県内でも低い介護認定率であることなど、介護予防にも効果が現れている。

二〇一三年四月から任期を三年から二年に変更し、着実に積み重ねてきた健康推進員活動は、高齢化社会が進む地域の中で、健康づくり・介護予防を担う重要な存在である。

健康おおくち21計画

二〇〇〇年、国において二十一世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」が始まり、二〇〇一年からは県の策定による健康日本21あいち計画が施行された。

これを受けて、町でも二〇〇四年度から二〇一二年までの九年間を計画期間とした健康おおぐち21（第一次計画）を策定し、町の健康づくりを計画的に進める



2-3-49 健康おおぐち21パンフレット

る大きな指針とした（2-3-49）。計画策定にあたり、健康づくりの主役は住民であり、健康づくりはまちづくりと捉え、健康推進員をはじめ、多くの住民や職員が携わり、理念を共有しながら検討を重ねた。

計画は「健康で 笑顔のおおぐち 今日も元気 明日も元気」をめざす姿として大目標に掲げ、町の健康課題に沿い、当初は運動分野、食生活分野、こころ分野、たばこ・アルコール分野、歯の健康分野の五分野を目標として定めた。その後、中間評価時には二〇〇八年度から始まる特定健康診査・特定保健指導などを踏まえ、生活習慣病予防分野を追加し、様々な健康推進活動をおこなってきた。

主な活動としては、町NPO団体である健康クラブ笑顔

21との協働で、健康おおぐち21元気体操や旬の野菜レシピ本の作成である（2-3-50）。

また、二〇一二年からは「血管を守るう」を合言葉とし、

医療・介護・健康を担当する町の職員で連携し、元気づくりプロジェクトを立ち上げ、二万人体力測定やポールウォーキングの推進など、新しい取り組みをおこなった。これらの活動は、地域などで継続的に展開されている。

二〇一四年度から二〇二三年度までを計画期間とする健康おおぐち21（第二次計画）では、母子保健・学校保健など子どもの健康増進についても盛り込まれ、すべてのライフステージを対象とした。第二次計画の目指す姿は「健康で笑顔の大口 みんな元気 ずっと元気!! ー見直そう生活習慣ー」とし、その実現のため、健康づくりと生活習慣病予防を意識して、住民自身が取り組む健康づくりを地域・団体・行政が支援した。

手軽でかんたん 野菜料理

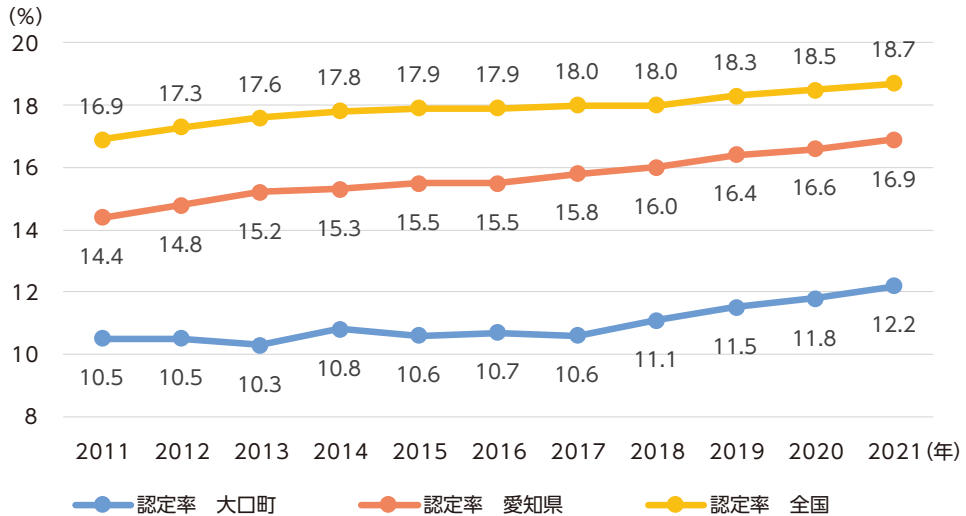


2-3-50 旬の野菜のレシピ本

第二次計画を受け、住民自らが健康意識を持ち自発的に楽しみながら健康づくりに取り組むことができる健康マイレージ事業や、身近な場所で気軽に参加でき、介護予防の要素も取り入れた、いきいき一〇〇歳体操などの事業が始まった。

町は、介護認定率が低く（2-3-51）、その要因として、健康推進員制度による地域住民の健康への意識・関心の高さと、地区担当の保健師を配置し、地域と町の間関係を築いてきた官民連携による成果が挙げられる。

二〇一八年には介護予防の要素も加わり、人生一〇〇年時代に向け健康寿命の延伸を目指すため、地域包括支援センター職員や生活支援コーディネーターなど様々な役割を担う人々で構成された大口町地域包括ケアシステム推進協議会を設置した。国は、団塊の世代（一九四七〜四九年生まれの世代）が後期高齢者となる二〇二五年を目指して、地域包括ケアシステムのサービスを誰もが受けられるように目標設定しており、町も誰もが住み慣れた地域で自分らしく元気で暮らし続けることができるような取り組みを進めている。



2-3-51 介護認定率の比較
 (2011年度から2018年度は『介護保険事業状況報告(年報)厚生労働省』
 2019年度から2021年度は『介護保険事業状況報告(月報)厚生労働省』)

各種検診事業

町の成人保健は、一九七七年から徐々に成人病対策が開始され、町内を巡回し、胸部レントゲン検査や検尿、血圧測定、保健指導をする住民検診と成人病（循環器）検診を実施した。胃がん検診・子宮がん検診もこの頃にはすでに実施しており、一九八二年には、乳がん検診も追加した。

一九七九年、大口町健康づくり推進協議会を発足し、一九八三年の老人保健法施行にともない、成人病（循環器）検診は一般健康診査へと移行した。これにより肺がん・大腸がん検診を追加し、予防・健康づくり・寝たきり予防などを目的とした諸事業を開始した。一九八七年には、一般健康診査が廃止され、四十歳以上を対象とした基本健康診査となった。

一九九四年は、国民健康保険人間ドックが開始され、二〇〇一年には、脳ドックが追加された。翌年、肝炎対策の一環として、基本健康診査時に、肝炎ウイルス検診を加えた。

二〇〇三年五月、健康増進法が施行され、若い世代からの生活習慣病予防の必要性から、二十歳から三十九歳を対象に、同年よりわかば健康診査を開始した。

二〇〇四年は集団がん検診に、前立腺がんとマンモグラフィによる乳がん検診の導入を契機として、今まで無料であったがん検診に、自己負担金を徴収するよう制度改正し、翌年からは、基本健康診査を除く各種検診を有料とした。また、四十歳以上の節目年齢を対象に、歯周病予防検診を医療機関委託で開始した。二〇〇七年には、集団の乳がん検診に超音波検診を導入した。

二〇〇八年、生活習慣病予防対策として、医療保険者を対象とする基本健康診査に変わり、特定健康診査・特定保健指導が義務付けられた。二〇〇九年には、女性特有のがん検診事業が開始され、対象年齢の住民に無料クーポン券を配布し、受診率向上に努めた。

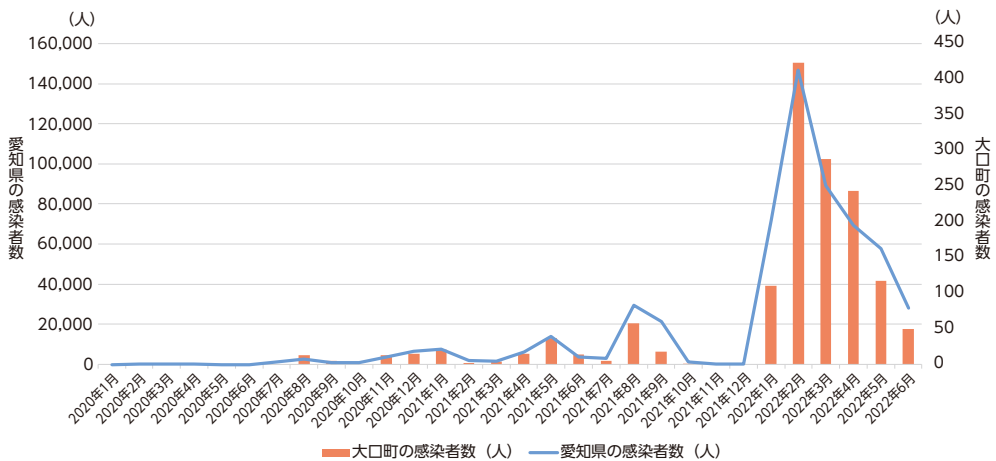
二〇一三年、医療機関がん検診に胃内視鏡検査を導入し、翌年には、ヘリコバクターピロリ抗体及びペプシノゲン検査を開始した。また、節目年齢（四十・四五・五十・五五・六十歳）のがん検診自己負担金を無料とし、二十歳の子宮頸がん検診とあわせて、無料クーポン事業を単独で実施した。さらに、乳がん検診の対象年齢を二十歳以上に下げ、歯周病予防検診の対象者を四十歳以上として自己負担五百円を無料とするなど、検診事業を拡充した。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス感染症とは、二〇二〇年一月、人に伝染する能力を有することが、中華人民共和国から世界保健機関に対して新たに報告された、ベータコロナウイルス属のコロナウイルスによる急性呼吸器症候群である。

日本における第一例目は、中国からの帰国者であり、同年一月十五日に感染が確認された。そして、世界中でその感染が確認され、感染力が強く肺炎を発症させた一方で、有効なワクチンや治療薬がすぐに用意できなかったため、感染拡大を防ぐため人の移動にかつてない制限をおこなった。その結果、経済活動は大きな打撃をうけることとなった。全数把握ができた二〇二二年九月末現在、のべ二二二六万五八六二人の感染者と四万四七八九人の死亡が確認されている。

町においては、二〇二〇年二月十八日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。その後感染は都市部から始まり全国に広がり、公共施設の閉鎖や各種事業の中止、保育園の休園や学校休業といった様々な対策を講じることとなった。二〇二三年九月末現在、確認されている町民の感染者数は、のべ四二二一人である（2-3-52）。



2-3-52 愛知県と大口町の感染者数の推移（月別）
 （厚生労働省「データからわかるー新型コロナウイルス情報ー」
 大口町「過去の新型コロナウイルス感染者の発生状況について」）

新型コロナウイルスワクチン接種

二〇二〇年三月、新型コロナウイルス感染症はWHOがパンデミックを宣言し、国は同年四月、緊急事態宣言を发出了した。その後、予防接種法の規定に基づき有効なワクチンが開発され次第、臨時予防接種を行うことを自治体にした。

町では、二〇二一年二月、新型コロナウイルスワクチン接種推進室を発足し、大規模な接種体制を構築した。同年四月、感染による重症化リスクが高い高齢者などから、順次ワクチン接種券を発送し、五月から接種を開始した。

ワクチン接種は地元の医療機関をはじめ薬局・企業などの協力により、中央公民館集会所でおこなった集団接種（2-3-53）、医療機関での個別接種、企業が実施主体となった職域接種や県が開設した大規模接種が進み、接種率は飛躍的に伸びた。大規模接種会場へは、県が用意したバスの他、町内の企業（株式会社東海理化・ヤマザキマザック株式会社・株式会社青山製作所）の協力を仰ぎ、社員送迎用バスを借り上げ迅速に対応して接種を進めた。

この時点で開発されたワクチンは二回接種が基本であったが、時間が経過することによって抗体価が下がることか

ら、二〇二二年一月より追加接種として三回目及び四回目接種を実施することとなった。それ以降、二〇二二年九月には、オミクロン株に対応するワクチンへの切り替えを経て、最大で五回目まで接種をおこなった。

二〇二二年三月からは、五歳～十一歳対象の小児接種を始め、同年九月には第一期追加（三回目）も開始し、同年十月、乳幼児接種として生後六か月～四歳へと対象者が段階的に拡大された。



2-3-53 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の様子（2022年撮影）

第四節 暮らしに潤いを

社会教育から生涯学習への変化

国は社会教育を、戦後の民主化に向けた動きのもとで、人々の自発的な学習活動を基盤とした本来の姿に立ち返らせるため、一九四六（昭和二十一年）年、都道府県並びに市町村が社会教育委員を任命し、公民館の開設を推奨した。そして教育基本法及び学校教育法においても社会教育の振興を規定し、一九四九年に社会教育法、翌年には図書館法、一九五一年に博物館法がそれぞれ制定された。

大口村では、戦後まもなくから公民館建設は提唱されていたが、一九四九年の社会教育法の公布を契機に建設を望む声が高まり、公民館を一九五〇年三月に設置した。そして、一九四九年七月、同法に基づく社会学級を開講した。設立当初は、主として婦人層を対象に婦人社会学級を発足し、年を経て男女を問わず一般成人に対し講座を開催した。社会学級の目的は、①地域社会の生活の向上、②郷土の改善、③公民的教養の向上を目指して、村内の小学校（大口南小学校・大口北小学校）ごとに開講し、会場は両校と

大口村公民館を主会場とした。

その内容は、講演会・座談会・レクリエーションなどであり、会員は毎年度二五〇人を超えた。また、自主活動は民主的な運営で進められ、グループ活動へと発展していった。

一方同時期、戦後の混乱による不良少年対策のため、一九四九年、全国一斉に新制中学校を地域に開放した成人学級、翌年には勤労青年を対象とした青年学級も開講し多くの青年が進んで参加した。このように公民館や開放された学校を拠点として事業を展開してきた。

社会教育行政

社会教育は、あくまでも住民の自主的な活動のため、行政とは切り離して考えなくてはならない。この理念により、国は一九五六年の社会教育法改正まで、社会教育団体への補助金を禁じていた。

その後、経済の高度成長にともなって社会構造や国民意識が急激に変化し、国民の学習需要の高まりによって、社会教育のあり方が問われるようになった。

文部大臣（現文部科学大臣）は、「急激な社会構造の変化



2-3-54 大口町中央公民館（旧総合福祉会館）
（2022年撮影）



2-3-55 消費生活講座（婦人学級）
（『昭和54年度社会教育概要』）

に対処する社会教育のあり方について」を社会教育審議会に諮問し、一九七一年四月、同審議会より答申があった。答申では、社会教育の概念を、民の多様な機会と場所においておこなわれる各種の学習を教育的に高める活動を総称するものとして広くとらえることや、家庭教育・学校教育・社会教育の三者を生涯教育の観点から体系化を図ること、さらに、人間性の回復と生きがいを目指す学習内容を重視するとともに、内容・方法の多様化・高度化を図ることとした。

生涯教育理念に立脚した同答申は、都市化しつつある社

会を視野に入れた、新たな社会教育行政への転換を促している。その後、地方自治体では行政施策として、社会教育施設の設置や学校施設の開放、学習機会や情報提供などを実施した。

町は一九七七年、中央公民館・図書館・老人福祉センターを有する複合施設である総合福祉会館の建設に着手し、翌年には社会教育課を設置した。総合福祉会館は一九七九年に竣工し（2-3-54）、社会教育関係事業を前公民館から引き継いだ（2-3-55）。

時を同じくして、行政区毎を
目的に学習等共同利用施設（運輸省（現国土交通省）補助事業）及び学習等供用施設（防衛施設庁（現防衛省）補助事業）、温水プール（2-3-56）や白山ふれあいの森など、社会教育活動の場となる整備を実施した。

施設整備にあわせ、それらを活用した各種講座や啓発事業を展開し、一九八八年には、愛知



2-3-56 温水プール
（『大口町温水プール竣工リーフレット』）

国体に向けた準備もあり、社会教育課の所管から体育部門を分離して、社会体育課を設置した。その動きとあわせて、一九九〇（平成二）年には大口町総合運動場（2―3―57）、一九九四年はわかしゃち国体記念運動公園がそれぞれ竣工した。



2-3-57 総合運動場（「大口町総合運動場竣工リーフレット」）

社会教育から生涯学習へ

一九六五年、ユネスコにおいて生涯教育の構想が提唱されたが、国においてそれが本格化したのは、一九八七年の臨時教育審議会における最終答申で、教育改革の一環として生涯学習への移行が提唱され、一九九〇年に生涯学習振興法が施行されたことによる。

この法律で、教育の一環だけでなく、首長部局が所管する施策にも生涯学習的要素がある点として、今後はそれらを含めた施策を展開するとした。

町も一九九五年に組織改革し、社会教育課と社会体育課を統合した生涯学習課を設立した。二〇〇三年には教育委員会部局と首長部局が連携して、生涯学習基本構想を策定した。また、大口中学校と大口北部中学校を統合して新しい中学校を設立した際には、その理念に基づく学校づくりと、学校施設自体を生涯学習活動の拠点とするように検討した。

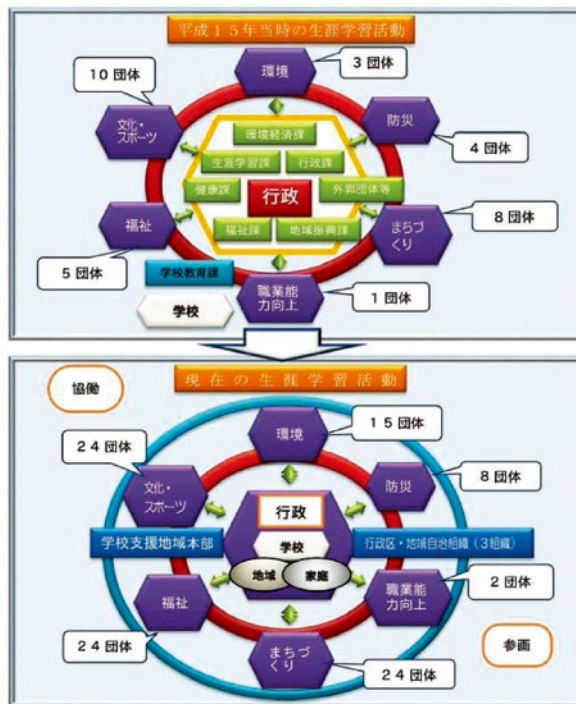
二〇〇八年の組織改革では、教育部を生涯教育部に改め、学校教育活動も生涯を通じた学習活動の一環であることを体現した。

生涯学習基本構想

文部省（現文部科学省）が、一九八八年に生涯学習局を設置し、生涯学習振興法を施行した後、県は一九九五年、生涯学習推進本部を設置し、翌年に愛知県生涯学習推進構想を取りまとめた。

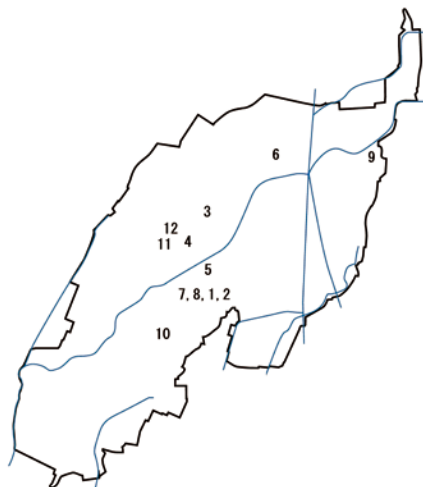
町は一九九五年、教育委員会に生涯学習課を設置したが、生涯学習活動の指針となる大口町生涯学習基本構想を策定したのは、二〇〇三年であった。この構想では、社会教育から生涯学習への移行を明確にするため、策定は全庁的な取り組みとし、生涯学習活動の基本理念を「夢 追い求め一人ひとりがきらめく共助のまち おおぐち」、目標を「学びの創造・学びの協働・学びの輪」とした。また、町全体の取り組みとして、参画と参加の協働のまちづくりを掲げていたことから、まちづくり団体などの協働も念頭においた。この構想は、計画年度が経過した二〇一五年、その理念を継承した改訂をおこなった（2-3-58）。

なお、構想にも示されている生涯学習施設について、小中学校や学習等共同利用施設などを除いたものを一覧で示す（2-3-59）。



2-3-58 生涯学習活動の変遷（「大口町生涯学習基本構想」）

	名 称	施設概要	竣工・開設日など
1	大口町中央公民館 (旧総合福祉会館)	老人福祉センター・図書館併設 中央公民館 集会室・C会議室・研修視聴覚室・C教室・ 調理実習室・小体育室・礼法室・和室	1979年3月30日完成
2	オークマ温水プール (大口町温水プール)	25m プール (8 コース)・歩行プール・子ども プール・なぎさプール・ジャグジー浴槽	1982年3月11日竣工
3	白山ふれあいの森	管理棟・野外調理場・倉庫兼野外トイレ・キャ ンプ場・営火場・フィールドアスレチック・ ランニングコース	1983年2月28日竣工 1983年4月1日開場
4	大口町民会館	大口町商工会館併設 1階 会議室 2階 町民ホール	1990年2月12日竣工
5	オークマグラウンド (大口町総合運動場)	多目的運動場 (夜間照明施設) 総合テニスコート (4面) 多目的広場	1990年3月20日竣工
6	わかしゃち国体 記念運動公園	ソフトボール1面・サッカー1面・グラウン ドゴルフ・少年野球1面・総合遊具	1994年12月26日竣工
7	大口町文化財収蔵庫		1997年1月26日竣工
8	大口町歴史民俗資料館	常設展示室・企画展示室・特別収蔵庫・ 事務室	1998年11月3日開館
9	河北グラウンド	ソフトボール1面・サッカー1面・グラウン ドゴルフ・少年野球1面	1998年11月5日竣工
10	秋田グラウンド	ソフトボール1面・サッカー1面・グラウン ドゴルフ・少年野球1面	2000年10月10日竣工
11	大口町野球グラウンド	軟式野球1面	2008年12月10日完了
12	大口町テニスコート	テニスコート4面	2008年12月10日完了



2-3-59 生涯学習施設一覧及び位置図 (『大口町生涯学習基本構想』、各施設パンフレット)

※地図内の番号は、上記一覧表の番号と対応。

青年団

一九〇七（明治四十）年頃、「若い衆」と呼ばれていた、地域の催事などを担ってきた青年が、精神修養や体力向上、社会奉仕を活動目的に青年会を大字単位（現行政区）で立ち上げた。一九一五（大正四）年、それら青年会を支会とする大口村青年会が誕生した。当時の会員は、尋常小学校卒業以上二十歳までの男子に限られた。

一九四五年九月、国の方針により、長年続いてきた青年会を改組して青年団が誕生した。団員は、新制中学校卒業男子満二十四歳、女子満二十歳までの村内在住者であった。一九五六年度の重点目標をみると、①社会から信頼される青年になろう、②部落（細部）活動の進展を計ろう、③広報活動の育成に当ろう、④女子活動の推進に努力しよう、⑤新生活運動を強力に展開しようの五項目が掲げられている。

その後、社会教育活動の拡がりや青年団は大きな前進を遂げたが、主な団員であった農業従事者がほかの産業で働くようになり、高校・大学への進学率も高まったことから、一九六〇年以降、団員が次第に減少し、活動は自然消滅の状態となり、一九七〇年になると青年団は姿を消してしまった。

青年団について

昭和二十年代後半、小口神社の青年会場で青年団の寄り合いがありました。当時、私はお酒の味どころか世間のことなどよく分からない若者でした。青年団員は、お百姓さんや職人さんなど地元で働いている人が多くて遅く、年齢より遥かに大人に見えました。

青年団への入団祝いとして、先輩達からすっかり酒を飲まされすっかり酔っ払い、これからは金輪際酒を飲むまい、と決意した程の痛飲でした。酔いに任せて、「石上げの祭り歌」「木曾節」「会津磐梯山」など民謡を賑やかに唄いまくり、時間の経つのを忘れました。海の魚とか特別な料理はないが皆、何杯もおかわりし、腹一杯いただきました。奉仕活動に参加した覚えがありません。

青年団員としてどのような仕事をしたのか定かではないが、地下の勤労奉仕に参加したことなどの思い出はあります。

（昭和十一年生まれ）

婦人会

婦人会は一九〇七年、大口村に赤十字社の博愛^{はくあいじんじ}仁慈の精神による愛国婦人会が組織されたことに始まる。当時は会員が約五〇〇人で、会長には村長が就いた。

戦争が始まると、全村一戸一人の会員獲得を目指し、約八五〇人の会員により戦地への慰問袋作製、出征兵士の歓送迎などの活動がおこなわれた。さらにアジア・太平洋戦争が始まった一九四一年には、国策遂行のために勤労奉仕・国土防衛参加を目的として大口村国防婦人会が結成され、約一二〇〇人の会員が活動した(2-3-60)。

戦後の混乱期も過ぎた一九四八年頃、自主的に大口村婦人会が結成された。当時の活動目的は、婦人の教養、生活の改善であり、成人の婦人がいる家を単位として約二三〇〇人の会員で結成された。



2-3-60 大口村国防婦人会

長し、一九六〇年代後半には、教養・料理・健康などの分野でグループ活動も増え、支部活動も活発になった。徐々に就労者が増えて活動が困難になっていったが、社会的問題や防災、省資源などに活動分野を広げ、地域社会における婦人の地位向上に取り組んだ。

その後、女性の社会進出が本格化したことや意識の変化により婦人会をまとめる人が次第に減少し、役員のなり手不足が深刻な問題となった。一九八〇年代になると脱退する支部が出始めた。

二〇〇〇年代になると加盟支部が減少し、組織の存続が危ぶまれた。町では自主自立によるまちづくりの理念により、教育委員会から町長部局に所管を替えて婦人会のあり方が検討され、新しい時代への対応として、二〇〇一年、会員は女性だけでなく男性も加入できる大口さくらメイトを設立した。

大口さくらメイトは、組織の活性化を目指し、まちの特産品づくりの研究やパソコン教室の開催、ボランティア活動を推進、さらに鳴子踊り隊「さくら連」を結成し、町のやろ舞い大祭やにつぼんど真ん中祭りに参加して、まちの元気を発信した。

婦人会と女性

戦後一〇年余りたち、世の中が落ち着きを見せ生活の改善や文化的要求の高まりの中、公民館活動を中心として婦人会は活動し、青年団は姿を消しましたが、女性たちは唯一の社会との接点であり仲間づくりの手段として活動を継続しました。

しかし、女性たちは、より良い生活手段として専業主婦から仕事に就き生活を支えるようになり、会そのものに魅力がないと言われるようになり、婦人会の存続が危ぶまれました。

行政主導で、女性に対しても今までとは違う価値観の啓蒙があり男女共同参画の時代にと自立を促したことで、多様な生き方を認め、それを是として考えるようになりました。

(昭和二十二年生まれ)

「さくらメイト」それ何？

戦後から続いた大口町婦人会も衰退期に入り支部の離脱が増えました。このまま消滅させるわけにもいかず、苦肉の策でまず「大口町婦人会」改め「大口さくらメイト」に改名して新しい組織づくりが始まりました。そして支部の縛りをなくして「さくら連・さくら屋・パソコンクラブ・ブロッコリー・企画部」ができて、まちづくりの活動母体として存続しました。

「さくらメイト」になって、何だか新しい風が吹いたみたい。

どこか？大口の名物を作ろうと「さくら屋」ができたり、麦茶「五条川」のアイデアを出し、福玉米粒麦(株)さんに依頼をして商品化したりしました。また、男性も受け入れ、パソコンクラブの発足の元となり、現在も憩いの四季でパソコン教室の運営にも携わっています。

(昭和二十年生まれ)

ど真ん中祭り〜やろ舞い大祭〜

鳴子踊り「あさぎ」の若者の演舞と熱気を見て、さくらメイトのおばさんたちも応援するしかない。「さくら連」を発足しました。町制四十周年では、「さくら連」と「あさぎ」と一緒に初めて名古屋の「ど真ん中まつり」に参加しました。

地方車(先導車)に乗りワクワクドキドキしながら、必死の初体験。踊り子たちも負けじと掛け声勇ましく、大口町を背負って「サクラサク大口」の踊りを精いっぱい披露しました。ところが、その時観客の人たちの目が反対の通りの踊り子たちに集中しました。相手は、〇〇テレビの女性グループでした。地方車の上から思わず「〇〇テレビに負けるな」と叫んでいたそうです。大口町大好き、若者大好きな、おばさんのお話でした。

(昭和二十年生まれ)

老人クラブ

大口町老人クラブは、一九六〇年、公民館活動として始まった寿楽学校じゅらくにさかのぼる。初代学校長は、社本鋭郎しゃもとえつろう村長であった。

当時は戦後の混乱期から立ち直り、皆が所得倍増計画のもと勤労働勉に励む中、数十人の会員であった。以降、二〇年にわたって活動は継続し、一九七二年、厚生省（現厚生労働省）より老人クラブ運営基準が制定・公布され、「老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにし、老人の福祉の増進に資するものとする」と示された。

一九七八年、寿楽学校を大口町老人クラブ連合会と改名し、新規約の制定により一四地区クラブの上部組織とした。二〇一〇年には会員数が一〇〇〇人を超える町内最大の団体となった（2-3-61）。

六〇年あまり続く活動の歴史の中で、社会基盤や生活様式、会員の気質などが様変わりし、現役世代と変わらぬ精力的な活動が展開された。二〇二三（令和五）年四月一日現在の会員数は、八五七人である。

	寿楽学校	老人クラブ連合会
設 立	1960年4月（会則制定1962年）	1978年
目 的	老人福祉の増進と健康づくり、教養の向上、生徒相互の親睦を深め、町民の平和で楽しい生活環境の構築	地区老人クラブなどの相互の親睦 老人福祉の増進と社会福祉の発展に寄与
事 業	・高齢者教室の開催（毎月1回） ・社会見学を兼ねた研修旅行の実施（毎年2～3回） ・物故者の慰霊祭の実施（毎年1回）	・地区老人クラブなどの連絡調整及び育成、指導 ・老人福祉の推進事業 ・社会奉仕活動 ・生きがいと健康づくり事業
組 織	町内10地区クラブ 約400～450名	地区老人クラブなどの会員をもって組織
役 員	寿楽学校長 村長・町長 ①社本鋭郎 ②井上誠之 ③大竹喜久雄	会長、副会長、会計、理事、監事で構成
経 費	運営は授業料と補助による 授業料は会則により月額30円（1962年）	会費、補助金、事業収入、寄付金、雑収入 その他をもって充てる。
会 場	当初は大口北・南小学校の講堂を借用。のちに会員の増加により、大口町公民館（現大口中学校敷地内）が主会場となる。	大口町老人福祉センター

2-3-61 寿楽学校と老人クラブ連合会の組織・運営比較（『大口老人クラブ創立五十周年記念誌』）

老人クラブ

老人クラブ連合会の活動事業は、寿楽学校当時の事業が現在も継続して実施されています。愛知県老人クラブ連合会長は、連合会の活動についてこの様に話されています。

「生きがいを手には地域の親や子達との交流に汗を流そう、住み慣れた地域を担う主役は元気な高齢者です。高齢者が地域の担い手となるには他世代や他業種の皆さんとの交流が必要です」
私たちは、健康・友愛・奉仕をキャッチフレーズに地域社会とつながり、地域福祉増進を掲げて活動しております。

二〇二〇年四月には大口町老人クラブ連合会が創立六十年という記念すべき年を迎えました。超高齢化社会が急激に進む中、老人クラブの果たす役割は非常に重く、今後益々の活躍が期待されます。

文化協会

一九七九年、総合福祉会館（中央公民館）の開設を契機に、自主的な活動をおこなっていた七つのクラブが、大口町公民館クラブ連合会を設立した。一九九五年に愛知県文化協会連合会に加盟し、一九九八年、大口町公民館クラブ連合会から大口町文化協会へと名称を変更した。

文化協会に加盟するクラブは、公民館活動などをきっかけとして、何らかの趣味活動を自主的に組織化し結成され、連合会組織は主に、クラブ相互の提携・交流、活動の発展・充実、会員相互の親睦などを担ってきた。二〇〇七年、町は文化協会補助金のあり方を見直し、活動目的に掲げた、地域文化の向上をより推進する補助金制度とした。

しかしながら、自己実現の場の多様化や活動の場の選択が増えたこと、組織運営に対する考え方の変化などから、クラブ数及び会員数は減少傾向にある（2-3-62）。

	クラブ数	会員数（人）
1989	12	342
1999	29	680
2009	26	596
2019	21	422

2-3-62 文化協会加盟団体の推移
（『生涯教育の方針と計画』『大口町の生涯学習』）

小さな町の文化の灯

一九七二年、子どもの文化状況の荒廃を憂い岐阜県で創刊された児童文学雑誌『こぼたち』の記事を目にした一人のおばさんが大口町にいた。

おばさんは保育園の調理員。本が大好き、子どもが大好きで、自宅でどんぐり文庫を開き子どもたちに本の貸し出しをした(当時は町に図書館がなく、県の移動図書が頼りの時代)。またおばさんは、子どもたちに良い演劇を見せようとバスを二台貸し切り、岐阜へ「エルマーの冒険」を見に出かけた。その取り組みが、「大口親と子の集い」、「尾北親子劇場」、そして「子どもと文化の森」に受け継がれている。

町の社会教育行政とも連携して「読書クラブ」や物語を書く「丹羽郡児童文学研究会」を発足。この取り組みは二〇〇五年、大口町教育委員会発行の『大口町のむかしばなし』の原稿にもなり花開く。

一人のおばさんの「子どもたちに良質な文化を」との想いとたゆまぬ努力に触れた子どもが成長し、次の世代へと、その文化の灯りが引き継がれている。おばさんはきつと、大空の彼方で喜んでみえるでしょう。

(昭和二十年生まれ)

スポーツ少年団

一九六二年、日本体育協会は、子どもたちに地域を基盤としたスポーツの場を提供することにより、スポーツを計画的かつ継続的に実践し、それによって子どもたちを健全に育成する目的で、スポーツ少年団の結成を全国に呼び掛けた。

周辺自治体では、江南市が一九六四年、犬山市が一九六八年にそれぞれスポーツ少年団を結成し、町内のチームは周辺自治体のスポーツ少年団と一緒に活動をおこなってきた。町は一九九五年四月一日、少年の健全育成を根底にスポーツ少年団の活動の活発化を図り、あわせて団員の体力の向上と、健全なまちづくりに寄与することを目的として、大口町スポーツ少年団本部を設立した。この年におけるスポーツ少年団の加盟登録は、大口フットボールクラブスポーツ少年団・大口タイガーススポーツ少年団・大口オーリングススポーツ少年団・大口西スポーツ少年団の四団であった。当時の団員数は一六八人、指導者数は一五人であった(2-3-63)。

各単位スポーツ少年団(以下「単位団」)は、スポーツ活動を通じて、こどもの体力向上・健康増進を進めている。

スポーツの楽しさを中心に活動をおこない、同時に集団行動におけるルールを学ぶなど、指導者や保護者集団といった大人によるスポーツを通じた子どもたちの健全育成を担ってきた。小学校や町内の

グラウンドを使って定期的に練習をおこない、その成果として対外試合や町の代表として参加する大会へ出場している。

二〇二三年現在の大口町スポーツ少年団は、野球の種目である単位団が、上部（西尾張など）大会への出場チーム選出と日頃の成果を発揮する機会として、大会をおこなっている。全国のスポーツ少年団を対象におこなわれている体力テストにも参加し、団員個々の体力を把握している。また、単位団同士の交流会として、団員が参加するレクリエーションやスポーツをおこない、地域やスポーツ種目を超えた交流を進めてきた。

	団員数(人)	指導者数(人)
1995	168	15
2000	171	59
2005	165	76
2010	129	81
2015	95	67
2020	101	21

2-3-63 団員及び指導者数の推移
〔スポーツ少年団理事会資料〕

単位団の種目は、二〇二三年現在、野球二団、サッカー一団、バレー及びバドミントン一団である。

体育協会

大口町体育協会の前身は、大口村公民館体育部である。戦後復興の中、公民館活動の一つの分野として始まった。当初は、老若男女が集い、共に楽しむ中でひと時を過ごすレクリエーションを主としていたが、次第に競技を専門的に取り組みはじめ、住民に加え企業など、職場グループの参加が多くなった。

一九六一年、スポーツ振興法が制定され、国及び地方公共団体は、国民の心身の健全な発達を明るく豊かな国民生活の形成に寄与するとした。一九六四年に東京オリンピックが開催されることを契機に、国や県の指導に基づいて各地に体育協会などが設立され、町も、七団体からなる大口町体育協会を発足した。設立から二〇〇一年三月までは、会長を町長が務めていたが、それ以降は、より自主的な活動団体へと移行するため、会長を会員などから選出し、二〇〇七年からは、事務局機能も自主運営となった。

大口町体育協会は、町民総スポーツを目標に、各種ス

ポーツ教室や大会の開催、指導者の育成や活動情報の提供、さらには功労者への顕彰などを自主事業として展開している。しかし、二〇〇〇年代を境に、徐々に団体数及び会員数が減少している（2-3-64）。二〇二

	団体数	会員数(人)
1984	9	1,828
1991	12	2,015
2001	14	2,082
2012	11	1,804
2022	9	1,462

2-3-64 体育協会加盟団体の推移
 (『大口町教育要覧』『大口町の社会教育』『おおぐちの社会教育』『大口町の生涯学習』)

三年四月より、名称を大口町スポーツ協会に変更した。

特定非営利活動法人 ウイル大口スポーツクラブ

二〇〇〇年四月、大口町生涯学習課が「スポーツを通して地域・世代・種目など相互に協力できる関係づくり」を実現する組織を設立したいと町内各種団体に呼び掛け、その準備会を発足した。

準備会では、スポーツ振興の目的や活動内容、組織づくりの検討に始まり、子どもたちを取り巻くスポーツ環境や諸団体の運営課題などの情報収集、さらにアンケート調査の実施や国内外における総合型地域スポーツクラブの現状

について講義を受けるなど、活発な活動を展開した。

二〇〇一年十二月、大口町スポーツ振興団体設立委員会が立ち上がり、二〇〇二年四月、特定非営利活動団体ウイル大口スポーツクラブが発足した。

団体設立の検討段階から、経済的自立を目指していたことから、長年にわたり町の社会体育講座として運営実績のある水泳教室を同団体に移管し、総合運動場などを利用したサッカー教室を開設した。さらに二〇〇二年、完全学校週五日制が導入されたことから、土曜日の午前中を中心に、会員になればその時々で自由に参加種目を選択できる「多目的スポーツ事業」が、体育協会諸団体の協力により立ち上がった。

この団体は、二〇〇三年五月に法人格を取得し、「スポーツ・文化をととし、すべてのものが健康で文化的な生活を営むために、地域社会における生涯学習の発展に寄与する」という使命を掲げ、子どもから高齢者まで、多世代・多視点・高いレベルでの対応を目指す総合型地域スポーツクラブとして事業範囲や対象を拡大しつつ活動を継続してきた。

二〇二三年四月現在、大口町生涯教育部所管の体育施設や大口町健康文化センターの指定管理、従来は町生涯学習

課で実施してきた施策の一部を企画実施するなど、県内でも屈指の団体へと発展した。

わかしゃち国体

一九八三年、愛知県体育協合理事会において、国民体育大会を愛知県に誘致する決議がなされた。町は周辺三市二町とソフトボール競技会場の誘致に動き、一九八七年、県への誘致段階ではあるが、扶桑町と合同で成年男子二部競技の会場に内定した。この当時、町には野球グラウンドが一面しかなく、大会運営には練習会場の確保も必要であったため、新たなグラウンド整備が必要となり、一九八六年に、用地確保に着手した。

一九八八年、町教育委員会内に国体準備室を設置し、一九八九年、第四九回国民体育大会大口町準備委員会を設立した。その後、一九九一年、日本体育協合理事会において、愛知県開催が正式決定された。

開催にあたり、会場準備から運営、選手の宿泊や移動、国体の啓発などその業務は多岐におよび、事業規模は町にとって経験のないものであった。

その際、国体の企画調整、準備から実行まで中心的な役

割を担ったのが大口町体育協会と大口町ソフトボール協会員であった。特に町内には宿泊施設がないことから、その対応は大きな課題であった。

そこで、地区住民が、五つの学習等共同利用施設（供用施設含む）と老人福祉センターの娛樂室や風呂（現憩いの四季）などを宿泊施設として運営に携わった（2-3-65・66）。



2-3-65 選手団の宿泊施設（河北学習等供用施設）



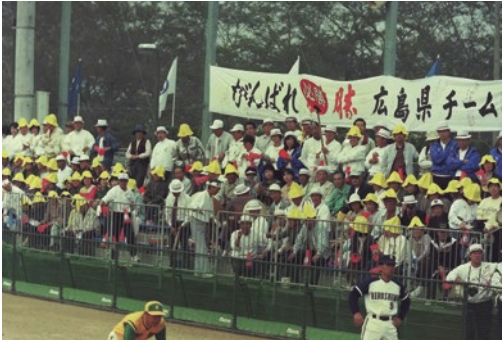
2-3-66 選手団の宿泊施設（河北学習等供用施設）

また、大会の機運を盛り上げ、選手団への歓迎を示すため、町内でプランターによる花いっぱい運動を展開し、幹線道路である柏森大口線の防犯灯には国体の旗を取り付けた。

大会会場となる施設整備も順調に進み、一九九〇年に大口町総合運動場（現オークマガウンド）、一九九四年に上小口グラウンド（国体終了後、わかしやち国体記念運動公園と改称）がそれぞれ竣工した。

一九九四年十月二十三日、大会旗・炬火きよかが扶桑町から大口町にリレーで引き継がれ、国体への機運は最高潮に達した。十月三十日に扶桑会場

で開会式をとりおこない、扶桑会場と大口会場（大口町総合運動場）でそれぞれトーナメント試合が始まった。十一月二日、大口会場で静岡県と広島県による決勝戦がおこなわれ、四日間におよぶ大会の幕を閉じた。宿泊した施設のある行政区と近接行政区が力をあわ



2-3-67 応援風景

せて、食事のお世話や選手の送り出しと出迎え、試合会場では熱烈な応援をおこない、町内が熱気に包まれた一週間であった（2-3-67）。

サライ

決勝戦の前日、大会を裏方で支えてきた職員から「サライのCDないかな？」と打診されました。それを縁と言うものか、偶然、保有していたので提供しました。

決勝戦、閉会式が終了しその曲が会場に流れ始めた時、一人、また一人と運営スタッフがバックスクリーン方向に走り出し、その後、歓喜の輪の中で胴上げが始まったのです（2-3-68）。

胴上げをする者、される者。そこには、生まれ育った故郷を離れ縁あってこの地で働き、世話になったこの地に役立てればとこの事業に参加した多くの方々の姿がありました。工場用地の提供、土地改良事業、区画整理、桜の植栽、この国体事業も自主自立の気概による協働事業でした。

（昭和三十七年生まれ）

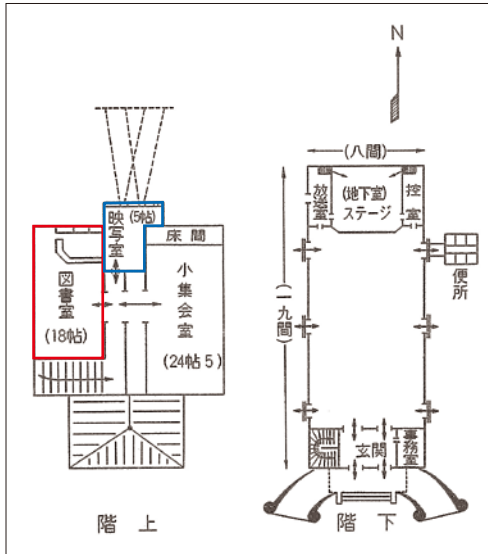


2-3-68 大会終了後の胴上げ

大口町立図書館

図書館の前身は、一九五〇年に竣工した大口村公民館の一室だった。公民館自体は総建坪一六〇坪でその階上に九坪の小規模な図書室と二・五坪の映写室を設け巡回貸出をおこなっていた(2-3-69)。

当時の蔵書数は一一九八冊であり、県の移動図書館からの貸出冊数も一〇〇冊で、利用も少なく住民の読書活動の推進を図るには十分とはいえなかった。そこで、町立図書館の実現を目指して検討が重ねられた。



2-3-69
大口村公民館内の図書室平面図 (1952年頃)
〔「公民館の実態」〕

一九七九年四月、大口町立図書館は総合福祉会館(中央公民館・老人福祉センター・図書館からなる複合施設)の三階に開館した(2-3-70)。

当時の開館時間は午前九時三十分から午後五時まで、休館日は月曜・火曜・祝日、貸出点数は三点、貸出期間は二週間であった。同年十一月には紙芝居の貸出を開始し、開館年度末の蔵書数は、約一万八三五〇冊であった。

一九八一年には高まる福祉的需要を見据え、高齢者や目の不自由な利用者に対し大活字本の貸出を始めた。

利用者ニーズへの対応

一九八九年、高まる貸出需要に対して貸出点数を五点に変更し、時間外返却に対応するため一九九二年に図書返却ポスト(ブックポスト)を設置した。一九九四年から開館時間を午前九時とし、祝日及び祝日の振替休日開館を開始した。さらに一九九五年、国立国会図書館との図書館間で



2-3-70 開館当時の一般図書室 (1979年)

の貸出を開始し、増加する利用者や蔵書管理に対応するため電算システムを導入した。

一九九九年十一月には第一回図書館まつりを開催し、資源の有効活用を図るため、除籍した雑誌を一般配布するリユース事業を始めた。二〇〇一年はボランティア団体による児童を対象とした読み聞かせイベント「おはなしひろば」を開始し、二〇〇二年十月に町立図書館の公式ホームページを開設した。

進む情報化と図書館ニーズの多様化

二〇〇三年は貸出点数を一〇点に変更し、四か月児健診に訪問して読み聞かせをおこない、幼いころから本に触れて健やかな発育を願うブックスタート事業を開始した。

また、図書館を自治体の域を超えて利用したいという声が多く届いたため、二〇〇四年から、尾張北部広域行政圏（春日井市・犬山市・江南市・小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町）で図書の広域貸出サービスを開始し、町外利用者が増加していった。二〇〇五年、視聴覚資料貸出にDVDを加え、二〇〇八年には思春期の子どもたちを対象としたヤングアダルトコーナーを開設し、さらに、週六日開館を

実施してより多くの利用者が訪れやすい環境づくりに取り組んだ。

二〇一四年の総合福祉会館耐震化工事の際は、駐車場に仮設の臨時図書館を設け、閉館せず事業を継続し、耐震化工事に合わせて乳幼児への読み聞かせができる、ひよこルームを新設した（2-3-71）。

二〇一六年は新たな試みとして、雑誌スポンサー制度を開始した（2-3-72）。

なお、開館以来の蔵書点数・貸出人数・貸出件数の推移を見ると（2-3-73）、蔵書点数が減少した一九九四年は電算化にともなう蔵書の精査のため、二〇〇七年の減少は、書架の耐震補強と書庫の整理を機会に蔵書の精査をおこ



2-3-71 ひよこルーム（2022年撮影）



2-3-72 雑誌スポンサー（2022年撮影）

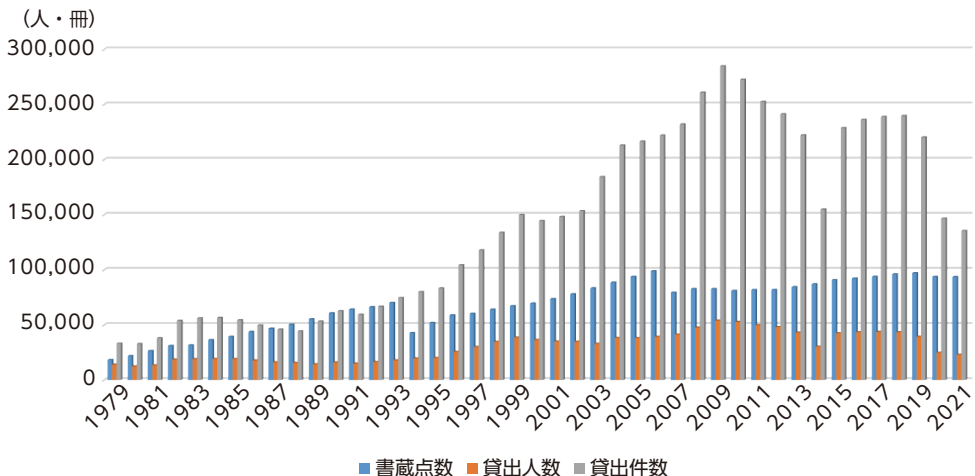
なったことによる。貸出人数・貸出件数も増減は同じ理由に起因することが多い。具体的な要因としては、一九九五年十月から電算システムの稼働とともに、貸出点数が五点から六点となりCD（コンパクトディスク）、翌年からのビデオテープといった視聴覚資料の貸出が始まったため増加した。貸出点数が一〇点までになった二〇〇三年、開館が週六日となった二〇〇八年、雑誌とDVD・CDの貸出点数と期間の変更をした二〇〇九年にも数字が伸びている。二〇一四年の減少は、耐震化工事の影響による。

あこがれの図書館員さん

小学生の頃、毎週土曜日は図書館で過ごしていました。本は元々好きでしたので、館内でいろいろな物語や、星にまつわる本を読み、あつという間に時間が過ぎていきました。

小学五年生の時、欲しい本がどこにあるかわからず、図書館員さんに聞いたところ、すぐに見つけてくれました。私は本당にすごいと思ひ、図書館で働くこの人のようになれたらと、子どもの頃のあこがれでした。そんな私も時を経て、同じ図書館で働くことになった時は、なんだか嬉しくて仕方がありませんでした。

(昭和六十一年生まれ)



2-3-73 蔵書点数・貸出人数・貸出件数の推移

(『社会教育概要』『大口町史』『大口町における社会教育』『大口町の社会教育』『おおぐちの社会教育』『日本の図書館』『社会教育事業報告』『決算に係る主要施策の成果報告書』『図書館年報』)

『大口町史』の編さん

一九二五年に『古知野町誌』、一九三一年に『扶桑村誌』、一九三四年に『町史布袋町大観』が刊行される中、翌一九三五年に『大口村誌』を刊行した。

『大口村誌』は、地誌・災害・村政・寺社・兵事、そして一九〇六年に大口村が誕生した前後の要職者の氏名など、資料に基づき詳細な記述がされている。執筆は、大口村第一・第二尋常高等小学校（現大口南小学校・北小学校）の教員による。村誕生から五十年目にあたる一九五六年には、『五十年の歩み』を刊行した。八〇ページほどの小冊子ではあったが、工場誘致が本格化する前の村の様子を知ることができる。編集委員は、公民館役職者となっているが、執筆者の情報はない。

一九六七年は『郷土大口』を刊行した。大学教授に監修をお願いし、二年をかけて一六〇ページにまとめられた。この冊子は小中学生に読んでもらおうと横書きの体裁をとる。執筆は、町内の小中学校の教員による。

一九七六年に『扶桑町史』が刊行されると、町でも同年七月、一九八二年に町制二十周年を迎えるにあたり、記念事業の一環として町史編さんを決定した。庁舎には事務局

がおかれ、八月には編さん委員会を開催した。委員は、町長（委員長）・教育長（副委員長）・町内の小中学校長・教育委員で構成され、編さん方針として、日本の歴史の中で町の発展経過を史実と資料に基づいて記述すること、各時代の出来事や人物をとりあげて、その時代を明らかにすること、わかりやすい記述で町民に愛読されるものにするにととした。

また、編さんの指導を二人の大学教授に依頼することも決定した。資料の収集は、町内在住の一八人を資料収集協力員に任命し、町内の旧家・寺社を訪問して資料や伝承の収集に従事した。しかし、一八八八（慶応四）年の入鹿切れによる大洪水（第一編第三章第一節）により、資料が亡失して十分な収集ができない訪問先もあった。



2-3-74 『大口村誌』・『大口町史』・『郷土大口』

執筆には、町内の小中学校の教員を中心に三八人が携わった。一九八二年二月に『大口町史』は刊行し、区長を介して地区ごとに購入希望者が取りまとめられ、町民に向けて刊行した(2―3―74)。

歴史民俗資料館

一九八二年に『大口町史』を刊行して以降、歴史民俗資料館の建設に向けて動き出す。町内の民俗資料を中心に収集を始め、それらは大口町中央公民館二階に仮置きした。具体的な計画としては、一九八八年の公立社会教育施設の整備計画であり、当初は単独館としての構想だった。

そして一九八九年、「(仮称)大口町歴史民俗資料館基本構想(案)」を策定した。これには、建設テーマとして「自然と風土と土地柄をみんなで生かす町づくり」を掲げ、展示方法は入館者がわかりやすく理解し、その場で体験学習ができ、あらゆる情報交換ができるようなふれあいの場を創出するとした。一九九〇年に策定した第四次大口町総合計画でも、「文化財の保護・文化の振興」の節内に挙げた主要施策の中に、「歴史民俗資料館の建設と展示方法の検討」を明記している。しかし、計画は一度中止となり、収集し

た資料も中央公民館内に置いたままとなった。

その後、一九九四年に健康と文化をテーマにした魅力ある施設を建設する構想が持ち上がり、「(仮称)健康文化センター」検討専門部会」による検討が始まった。この構想において、複合施設内に歴史民俗資料館を設置することも検討課題となった。検討時は単独館にするか複合施設の一つとするか議論となったが、最終的に「(仮称)健康文化センター基本構想」では、歴史民俗資料館を盛り込むこととなった。この基本構想には、家族で対話でき子どもたちに夢を与えるような展示方法とするなど、一九八九年に策定した基本構想と共通する理念を一部継承した。

一九九七年、収集した資料を整理し、歴史民俗資料館を建設する際の準備施設



2-3-75 大口町文化財収蔵庫 (2022年撮影)



2-3-76 大口町歴史民俗資料館（2022年撮影）



2-3-77 常設体感展示室（2022年撮影）

として、大口町文化財収蔵庫を竣工した（2-3-75）。大口町健康文化センター建設予定地の東側に位置しており、木材は岐阜県加子母村（現中津川市）から取り寄せた木造二階建ての建物である。

一九九八年、大口町健康文化センターが竣工し、歴史民俗資料館を三階に設置した（2-3-76）。展示室は町内の歴史・文化を紹介する常設体感展示室（2-3-77）と、年間おおむね四回の企画展を開催する企画展示室に分かれている。

第五節 皆で支えあう公共

広聴制度

住民の意識を町政に反映するため、一九七四（昭和四十九）年から一九九一（平成三）年までの一八八年間にわたり、各地区から公募・推薦された二〇人を町政モニターとして委嘱した。町政モニターは毎年度、アンケート、公共施設・企業の見学、町長との意見交換会などを実施してきた。

一九九一年、町長に就任した鈴木博は、バブル経済が崩壊し社会経済情勢が刻々と変化する中、多様化が進む住民のニーズや価値観を的確に捉える必要性があると考えた。

まず取り掛かったのは、町政施策の企画決定に関わる女性が少ない、おのずと男性の発想や視点が中心となっていた課題の解決である。従来の町政モニター制度を廃止し、区長から推薦を受けた地区代表一人、小中学校PTA・子ども会連絡協議会・保育園父母の会・婦人会など各団体の代表二三人、一般公募一〇人で構成する女性のみ計四四人の「44（しあわせ）の会（一九九一〜九八年）」を設置した。会員には、日常生活を通して日ごろから感じている身

近な疑問や町政に対する意見・要望を書面にまとめて提出し、行政課題に関連した先進地視察やワークショップをおこないながら多様な意見を集約した。

一九九三年には、まちづくりアイデア募集（一九九七年）を開始した。町に関わる人々がまちづくりのアイデアを考えることで、まちづくりの原動力である、地域への愛着やふるさと意識の醸成を期待する試みであった。五年間で延べ一二〇件が寄せられ、一九九七年は中学生を対象に募集し、その中から三件を優秀アイデアとして表彰した。

また、より多くの声を聴くためには、積極的に地域へ出向く必要があると、町長自ら町幹部を連れて、金曜日・土曜日の夜に、町内一行政区を訪ねる「地区懇談会（一九九三年・一九九四年）」及び「女性地区懇談会（一九九三年・一九九五年）」を開催した。三年間で延べ四四回、二四八七人が参加し、住民と町長たちが事前通告なく膝を交えて活発に質疑応答した。その中から地域課題を集め、あわせて実施した参加者アンケートでは、町政施策の認知度を調査した。

そして、この地区懇談会・女性地区懇談会から引き継いだ広聴事業が、「企業懇談会（一九九六年・一九九七年）」

である。二十一世紀を目前に控え、地域における企業との共生がいつそう重要になりつつある時代に、共に発展が続けられる関係づくりを目指し、企業・行政の意思疎通を図る場として実施した。一九九六年には、町に法人登録をしている全ての企業（約四六〇社）を対象に開催方法などを尋ねる事前アンケートをおこない、二年間で延べ一〇回、六八社と、町の今後や企業から地域への貢献をテーマに意見交換をおこなった。

広聴とは、行政機関などが広く一般の人の意見や要望などを聞くことであるが、町の広聴活動は、鈴木博町政に積極的かつ現場重視へと進め方が変容した。この後の酒井町政では、住民の参画と参加による新たな公共施策を模索した結果、情報公開に取り組み、まちづくり基本条例や議会基本条例に、地区懇談会を位置づけた。

協働事業や地域自治組織活動が広がってゆく中、広聴活動は特に何らかの取り組みをおこなうことなく、日常の町民活動の中から様々なニーズを把握できる形へと変化していった。

広報制度

町の広報紙は、一九五〇年十一月の第一号より、原則月一回発行している。当初は「大口広報」という名称だったが、一九七二年八月号より「広報おおぐち」に変更し、二〇二三（令和五）年三月現在、七六九号まで発行した。

町が所蔵する原本で最も古い広報紙（一九六五年九月号・第一〇九号）（2-3-78）には、四ページに国勢調査の協力依頼、長寿の祝い、町民体育祭の参加呼びかけ、町民水泳大会・町内柔道大会・子ども会球技大会の結果、交通安全全週間、成人病予防という主に行政情報が掲載されていた。



2-3-78 「大口広報」第109号（1965年9月25日）

一九八〇年代には印刷技術の発達により二色印刷、一九九〇年代に入るとカラー印刷を利用するようになり、行政書類がB5版からA4版へと変わった際には、一時的にA3版の広報紙（2-3-79）を発行した。この頃には、特集記事を掲載するようになり、カラー印刷とともに内容のより一層の充実をはかった。

一九九八年、広報担当職員が原稿とレイアウトの指示書を作成し印刷業者に発注していた方法から、コンピュータ上で原稿入力し、印刷レイアウトのデータを作成するDTP技術を導入した。これにより、より新鮮な記事掲載が可能となった。



2-3-79 B5版からA3版となった「広報おおぐち」
（写真右：1994年3月号（B5版）
写真左：1994年4月号（A3版）

二〇〇六年五月号から、レイアウトデータの作成を、住民などの有志が立ち上げた、町NPO団体ZOOMに委託した。その後、まちの話題の取材及び原稿作成、さらに特集記事の作成へと委託内容の範囲を広げていった。

これは、より住民に身近な話題を集めることが目的である。

広報のサイズ

広報担当だった頃、「なぜA4版なのか。お年寄りのために大きくても良いのではないか」という意見があり、タブロイド判の検討もしましたが、A3版を試行する判断になりました。表紙写真が大きくなり、テーマや精度の確保には苦労しました。

読みやすくなったとの声もありましたが、保存性や取扱いの面でやはり、A4版が無難であったことから、編集作業をDTP化した折に変更しました。

A3版で培った経験、写真の扱いや幅広い年代層に読んで頂くため特集記事を定例化し、新設した若者登場コーナーや親ばか日誌、編集後記は受け継がれています。（昭和三十七年生まれ）

協働のまちづくり

地方分権 地方分権一括法が成立した一九九九年、町において、住民の参画と参加による自主自立のまちづくりが始まった（第二編第一章第四節）。

住民が自らの意志による活動を始め、行政施策の企画立案・実施においても協働の精神を可能な限り組み込み、それらの活動を後ろ支えたことで、従来は行政職員が担ってきた公共施策の新たな担い手となる事例が生まれ始めた。これは、住民の生きがいづくりや精神的な満足度を高める活動が、結果として行政改革の一翼を担うという価値ある取り組みである。

情報公開条例とNPO活動促進条例の制定 二〇〇〇年

四月、住民が行政参加をするために必要な大口町情報公開条例を施行し、住民に対して積極的な行政情報の公開を進めた。同年六月、市町村としては早い時期に、大口町NPO活動促進条例を制定し、住民活動の継続を支援する仕組みをつくった。

そして、行政組織の機構改革により、情報課と共に地域振興課を設置し、住民の地域活動全般を応援する体制を整

えた。当時、生涯学習部門が事務局を担っていた老人クラブ・婦人会・子ども会を地域振興課所管とした。これは、会員自らがより主体性を持った活動によって持続可能な団体への移行を目指したもので、組織体制や事業内容、その実施体制などを会員と町が議論を重ねた。

その結果、老人クラブ・子ども会・婦人会（現大口さくらメイト）は、事務局機能をそれぞれの団体が自ら有することとなり、二〇二三年現在も、役員が中心となり自主的な活動を継続している。

また、二〇〇二年の町制施行四〇周年を迎えた際には、住民の参画と参加のまちづくりの理念のもと、住民団体が行政に公益事業を提案して実施する、元気なまちづくり事業制度を設けた。これを契機に、公益事業を実施する活動団体が増え、協働のまちづくりが芽吹き始めた。

しかし、行政におけるNPO関連施策の主眼は、団体が法人格を取得することで活動の継続を担保することであった。このため、団体にとっては超えるハードルが高くなり、活動の拡がりや新たな公的サービスの提供、行政とNPO団体との本格的な協働には至らなかった。

NPO関連施策の見直し 二〇〇四年三月、NPO活動の広がりを目指し、大口町NPO活動促進委員会の提案で、NPO・ボランティア活動が活性化するためには何が必要かを皆で話し合う、NPO・ボランティア検討会議を実施した。この検討会議では、NPO活動が活性化するためのしくみについて議論や研究を重ね、二〇〇五年一月、その検討結果をNPO・ボランティア活動促進の提言書として町に提出した。

町はこの提言を受け、従来あったNPO関連施策について「支援から協働へ」を合言葉に再構築を図った。これにより住民の、何かやってみようという想いを体系的に応援するまちづくり応援の仕組みを二〇〇六年四月から実施した。

この仕組みでは、町内で公益性のある活動をおこなう団体を、組織体制・活動状況に応じ「大口町まちづくり団体」または「大口町NPO団体」に分類し登録することで、町は活動団体や内容を把握し情報の一元化を図り、活動支援・育成を可能とした。

また、町に登録した団体が実施する公益性のある事業を、元気なまちづくり事業として、公開プレゼンテーションと

面白そうなヒトたちを発見

二〇〇四年三月、「地域デビューしませんか？」という募集チラシで集まった、大口町NPO・ボランティア検討会議では、参加者に面白そうな方々を発見しました。飄々とした風貌と話しかけただけ言葉に熱い想いが伝わる変なおじさん、落ち着いた雰囲気と話しかけ、大口町で生まれ育った雰囲気ではないおじさん、他にも金髪に近い髪の見え目とは裏腹におっとり優しい口調の子育て中ママに、他の活動で見かけたことのあるボランティア活動に熱心なおばさん。

検討会議が終わり、面白い方々を逃してはいけないと、まちづくり勉強会（仮）をしませんかと呼びかけました。そこに集まってくれた方々で結成したのがまちづくり応援隊・太助です。まちの人たちの活動を応援したいという想いを込めて名付けられました。メンバーは地域デビューしたばかりのまちづくり初心者ばかりでした。しかし、勢いとやる気、「何とかしなければ」という熱い思いだけは人一倍ありました。この太助が、後の町民活動センターを担うNPO法人まちねつと大口につながっています。太助の中心メンバーだったおじさんは亡くなってしまうましたが、空の上から今の姿を喜んでいいのか、まだまだと言われるか。

（昭和四十年生まれ）

審査を経て事業費を助成する制度を設け、町が承認したもののについては、広報紙への掲載や施設利用の助成など、団体の規模や課題に応じた支援をおこなった。

さらに元気なまちづくり事業のうち、公益性が高くその継続が有益と認められた場合、NPO団体が町職員に代わって公共施策を担う、協働委託事業の仕組みも生まれた。

満額補助はない

NPO団体から元気なまちづくり事業に「労働力や機材は自己提供する。原材料費を町で助成して欲しい」と申請を出しましたが、町職員は「行政的に満額補助はない。せめて半額だ」との回答でした。これは行政改革を推進する中で、補助制度の見直しを進めた尺度であったそうです。

そこでその団体は、支払いが発生しない人工賃や機材費を事業費として積算し、原材料費は総事業費の一部であると説明して事業実施にこぎつけました。多くの者が協働事業を経験したことのない時代の良き思い出です。

（NPO団体会員）

協働委託費

町財政の予算科目には、委託料（施策を外部組織などに委ねる）や補助金・助成金（何らかの組織が実施する事業に係る費用の一部を公費で補う）はありましたが、協働という概念のない時代の制度でした。

そこで新たにその中間となる、協働委託費という概念を設け、事業内容に応じて団体と行政が協議し、事業費確保や実績に応じて精算する仕組みを新設しました。これにより、団体と行政が財政制度上、対等に近い形を担保することとなりました。

（財政担当職員）

これらまちづくり応援の仕組みと協働委託費制度によって、新たな団体登録が増え、元気なまちづくり事業を活用し、次第に様々な分野で参画と参加のまちづくりが始まりました。そしてその中から、協働委託事業として継続的に実施されるものが生まれ、行政組織のスリム化や住民ニーズの多様化への対応も実現した。

また、検討会議に参加した住民が中心となり、提案書に記載された住民活動を支える町民活動センターの設置についても議論が進められた。この議論を参考に、町は町民活

動センターが住民活動の中心となり、あらゆる団体が連携するまちづくりを目指す地域再生計画「Oh-!TOWN おおぐち構想」を策定した。

この構想を基に、大口町NPO団体である、まちづくり応援隊・太助^{たすけ}が、国の市民活動団体等支援総合事業を受け、おおぐち発掘事業を実施した。これが契機となり、二〇〇九年二月に健康文化センター内に町民活動プレセンターがオープンし（2-3-80）、翌年、名称を大口町民活動センターに改めた。

大口町民活動センターは当初、まちづくり応援隊・太助が運営の中心だったが、その後、町NPO団体町民活動まかせてネットに運営が受け継がれた。まかせてネットは、二〇一四年に特定非営利活動法人まちなつと大口として法人化する。二〇二三年現在、このセンターは、NPO・ボランティア団体だけでなく、地域自治組織・行政区・子ども会など



2-3-80 町民活動プレセンター
オープンイベントの様子（2009年）

の地域団体や生涯学習団体も利用し、行政の各課とも連携するようになり、当初地域再生計画で理想とした「まちづくりの真ん中」でその存在意義を確立した。

町民活動プレセンターオープンイベント

二〇〇八年に大口町民活動センター（仮称）に関する提言として町へ提出し、設置に向けて検討会が立ち上げられました。その際、新施設の建設も含めて検討されましたが、既存の施設で開設することに決まりました。

会議に参加したメンバーの中には、新施設の建設を夢見ていた方もおり、「もうやめる」「やってられん！」と言い出す方もいましたが、「じゃあ、やってみせればいい」という他のメンバーの言葉に押され、二〇〇九年二月にオープンイベントを開催しました。

健康文化センター二階のエレベーター前を町民活動プレセンターとし、何も無いにもかかわらず、当時の町長さんや議員さんにお越しいただいて式典をおこないました。団体の皆さんには、健康文化センター内でいろいろな出店をお願いし、住民の方にも団体活動や町民活動センターを知っていただく機会となりました。とにかく、多くの方に町民活動センターを知ってもらいたい、これからは町づくりの中心になるため頑張る、と思ったことを思い出します。

（昭和三十年生まれ）

節電もほどほどに

二〇〇九年十一月、国の緊急雇用対策で町民活動センターに職員を配置しましたが、人が集まり、賑わうということはありませんでした。

ある日、町民活動センターへ行くと、採用したばかりの職員が窓際にポツンといました。その職員いわく、「私ひとりしかないのに、電気代もつたいないですよね」とのこと。いやいや、入り口に明かりがなければ、オープンしているかどうかも分からないので、電気くらいはつけてください。と、思わず愛が溢れる叱咤激励をしてしまいました。今となっては電気の明かりではなく、職員の愛情に引き寄せられてたくさんの方の活動団体の皆さんが来てくれます。

（昭和五十一年生まれ）

印刷機が悲鳴をあげた

皆さんのご理解とご協力をいただき、町民活動センターへ足を運んでくれる方も順調に伸び始めた頃。本来の理念はともかく、「印刷するところ」であつても、多くの方に来てもらえるのであれば、まずまずかと思いました。役場で行っていた行政区の印刷を可能な限り町民活動センターへと移行できるよう、行政区には年間二〇〇〇円の運営協力と印刷代の負担をお願いし

ご理解いただき、印刷機はフル稼働でした。その結果、印刷機は五年のリース契約だったのですが、二年半ほどでカウントオーバーとなってしまいました。このため、利用団体の皆さんを対象に説明会を開催し、印刷機を二種類二台に増やしました。他の自治体の活動センターでは、こんなにうれしい悲鳴はなかなかないみたいです。

(昭和五十一年生まれ)

任意団体からNPO法人へ

事業規模が大きくなり、任意団体ではなく、法人として事業を担うことが望ましいという意見が出てきました。そこで、団体の活動目的や内容を公開し、より信頼性を高めて多くのご協力を得ていきたいと話し合いを進めました。

そして設立趣旨書、申請に至るまでの経緯など、申請書類は一言一句までこだわり、何度も議論を重ねて団体の想いを文章にして、名古屋法務局やあいちNPO交流プラザに今は亡き中心メンバーと何度も通いました。

団体の名称は「町民活動まかせてネット」から、まちのネットワークを担いたいとの想いから「まちねっと大口」に変更し、ステップアップを目指しました。

(昭和五十年生まれ)

まちづくりの真ん中にある、まちねっと大口

二〇一六年二月に開催した第一回二市三町ふれあい協働フォーラムにスタッフとして参加しました。驚いたのは二市三町（小牧市・岩倉市・豊山町・大口町・扶桑町）のうち、参加者の半分以上が大口町の住民でした。開催場所が大口町だったということもありますが、まちづくりの意識の高さが表れていると思えました。その理由として、まちねっと大口が団体・住民・企業・行政など様々なまちづくりの担い手が繋がる場や機会を設けていること、まちづくりに関する講座など積極的に開催していることだと私は勝手に思っています。

町民活動センターには団体活動の場として利用することもありますが、近くに来たから寄ってみたという方も少なくありません。そのような方たちは、色々な話をその場に落としていてくれるので、まちねっと大口は情報が豊かな場です。つまり、まちねっと大口は、情報や人脈が集まる場に、多くの人が集まることで、新しいつながりやコラボレーションが生まれます。これは二〇〇七年に地域再生計画で示された、まちねっと大口がまちづくりの真ん中にある図のとおりです。本当に当時の図のようになったことに、驚くとともに、まちねっと大口のすごさを実感しました。

(平成四年生まれ)

地域自治の検討

町は二〇〇四年、近隣市町と協議を重ねていた合併協議から離脱したが、自治の再考とその実施体制を強く求めていた。二〇〇六年に策定した第六次大口町総合計画では、その経験を反映し、みんなで進める自立と共助のまちづくりを基本理念とし、地域のあり方は地域住民の責任で考え、決め、つくるという住民自治を促進させ、地方分権型社会の中でまちづくりをおこなう羅針盤となった。その基本理念は、第七次大口町総合計画にも受け継がれた。

二〇〇九年、活発な住民活動を背景に、まちの主役はまちづくりに関わる全ての人々であることを住民の総意として明確に位置付けるため、住民も参画し、大口町まちづくり基本条例を策定した。この条例は町に関わる全ての人・団体・事業所などがまちづくりの担い手であると定義し、参加と協働のまちづくりを進めることで、地方自治の目的である住民福祉（幸福）の向上と、町の発展を目指すことを基本理念としている。その中で、地方分権時代にふさわしい住民自治の確立を目指す地域自治組織に関する項目を明記しており、協働のまちづくりは次の段階を目指すこととなった。

同年十一月、当時の区長をはじめ各行政区の代表二四人で大口町まちづくりを考える会を立ち上げた。この会では、住民自治の基本である地域課題を自ら解決する地域自治組織の設立について、約二年間で五〇回の調査・研究・検討を重ねた。

そして、二〇一一年十一月に、新たな地域自治組織による協働のまちづくり提案書を町に提出した（2-3-81）。町は提案書を受け、おおむね小学校区を単位とする各区域で設立準備委員会を発足させ、二〇一三年七月に北地域自治組織と中地域自治組織が、同年十二月には南地域自治組織が設立された。

その頃、国では地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心に地域内の多様な主体が参加する協議組織について地域経営の指針を示し、地方自治体は地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織の形成を進めることとなった。

町は従来から地域自治活動の促進に取り組んでいたことから、全



2-3-81 提案書を町長に提出する大口町まちづくりを考える会（2011年）

国的にも早い段階で、防犯パトロール・子どもの見守り・防災や健康づくり・福祉など様々な分野において住民による公的活動の幅を広げていた。それらの経験が地域自治組織の立ち上がり期の具体的な事業へと受け継がれた。

二〇二三年現在、各地域には事務所を整備し、地域の中心となって地域課題を解決できる組織となるよう準備も整え、行政区や地域内で活動する各種団体、NPOなどと連携を取り、事業が展開できるよう協議を進めている。

町は、住民が主役となるまちづくりを町全体で進め、関連する施策の構築にあたっては必ず住民と行政が一緒になり、より良いまちづくりを目指して議論を交わし、NPOやボランティア活動、地域自治活動などを積極的に応援する体制を整えてきた。これが住民自治活動による元気なまちの姿につながっている。

住民と共に取り組む「協働」の精神は、さかのぼると町制施行以前、昭和の合併協議で辛酸をなめたことから始まる。

村を救うため、住民が農地を差し出し工場誘致を進め、五条川の桜を植えた当時の人々が持つ郷土を愛する心と、自立の精神がまちの財産として形を変え、脈々と受け継がれたともいえる。

情報公開条例の制定

行政の監視・住民の行政参加・住民の権利利益の救済・行政情報の有効利用の観点から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法が一九九九年五月に公布（二〇〇一年施行）された。時期を同じくして地方権一括法も施行されており、地方自治における自立、住民参加と協働の気運が芽生えつつあった。

酒井町長は、住民参加のまちづくりには、まちのことを知ってもらうことが第一歩との思いから早速、大口町情報公開条例の策定に取り掛かった。

条例の策定にあたって先進自治体の状況把握や町民代表・有識者七人からなる情報公開懇談会を組織した。庁内においても各課から代表を募り情報公開委員会を組織し、具体的な公開・非公開の基準について検討を重ねた。

プライバシーなど個人情報保護の保護について最大限の配慮をしつつ、町民の知る権利、町民への説明責任を明記し、情報公開請求は何人もできると定めた条例案を同年十二月議会に上程し、二〇〇〇年四月一日から施行した。

同年四月、組織改革により広報広聴施策を所管する情報課を設置し、情報公開制度を具現化するために、広報お

ぐち十一月号より約半年間、関連記事を掲載したり、漫画形式のPR冊子を作成したりして、町民への周知を図った。

また、役場に情報公開コーナーを設置し、情報公開制度の啓発に努めた。条例制定以降、行政事務の電子化が進み、公文書の形態や情報発信手段も目まぐるしく変わり続ける社会情勢の中、住民参加のまちづくりの一翼を担うのが情報公開制度である、という原点を常に念頭に置き、公開できるものは全て公開する、という姿勢で制度運用を続けている。

情報公開制度をつくる

六月、町長室に呼ばれ「大急ぎで情報公開に関する条例をつくって欲しい。七月に異動してもらおう。今から準備を」と言われ、全国でいち早く条例制定したニセコ町を訪ねました。「行政が全部決めるのではなく、まちの人、関係者、みんなで話し合って決めればいい。みんな納得して決めた話なら後はスムーズにいく。そのためには情報公開は当たり前ですよ」目からうろこが落ちました。

情報公開制度をPRする漫画冊子のタイトル、情報公開の標語になるようなものをとのオーダー。とことん考え絞り出したのが「think」（考える）でした。

男女共同参画

鈴木博町長は、女性との懇談を通して、女性の意見を聞き施策に取り入れたいと「44（しあわせ）の会」を立ち上げた（第二編第一章第三節）。町では、女性の意見を積極的に聞く初めての試みであった。

町が男女共同参画に着手したのは、一九九九年に男女共同参画基本法が施行された翌年、町の機構改革によって新たに立ち上げた、地域振興課の事務分掌に男女共同参画を盛り込んでからとなる。同年、町職員一人を一年間、県の男女共同参画推進室に実務研修生として派遣し、県の男女共同参画プランの策定や男女共同参画の推進に関する人材育成事業などを経験する機会も設けた。

二〇〇一年七月には、おおぐち男女共同参画プラン策定委員会を設置し、アンケート調査や委員会での検討を重ねた。翌年、計画期間を二〇〇三年度から五年間とした、第一次おおぐち男女共同参画プランを策定した。このプランの基本理念を「男女が共に生き輝くまちづくり」と定め、五年ごとに内容を見直し、DV防止や女性活躍推進を盛り込みながら二〇二三年現在、第五次計画まで策定した。

また、先述のプラン策定委員会の設置と同時に、住民の

目線に立った男女共同参画の啓発活動を目指し、おおぐち男女共同参画懇話会を公募により立ち上げた。

おおぐち男女共同参画懇話会は、活動理念を「男女共同参画は、女性の救済でも、男性の糾弾でもなく、気づきのきっかけづくり」と定め、二〇〇二年五月から広報おおぐちに「△コラム」と題した啓発記事の掲載を始めた(2―3―82)。その後「△タイム きらめきの風景」「△便り」と形式を変えながら、多岐にわたる視点から親しみやすくわかりやすい記事の掲載を続けている。これらの掲載記事を抜粋し、啓発用パンフレットも発行した。

二〇〇三年には、男女共同参画の啓発紙「ハモーン」の第一号を発行した。ハモーンの由来は「懇話会から投げかけるさまざまな事が、水面に広がる「波紋」のように緩や

さんかいつて

夜明け前

「あなた、これからは男女共同参画社会なんだから、食事の後片付けぐらいしてくださいな。」

食後の情眼を楽しんでいた私へ

の妻からのジャブ攻(口)撃であった。反撃の暇を与えず「ウチは共働き家庭なんだからね。」それは解かっちゃいるけど、いったいぜんたい男女共同参画って何？

それは我家の意識改革の始まりであった。

(懇話会 宮崎ゲンナ)

2-3-82 △コラム
〔広報おおぐち2002年5月号〕

かにいくつも広がっていくといいなあ」という願いが込められている。

二〇〇九年には、文部科学省の人権教育推進のための調査研究事業の委託を受け、中学生・高校生向けのデートDV啓発資材やDVDの作成をおこない、近隣の高校などで授業を実施した。そのほかにも、講演会や多様な視点に立った研修会の企画実施など、様々な活動を通じ、町の男女共同参画の啓発を担っている。

この懇話会は、大口町NPO団体として活動が続けてきたが、結成から二〇年となる節目の二〇二〇年、活動分野を男女共同参画だけでなく、より広い視点を持って活動の幅を広げるため、名称をハモーンに変更した。

男女共同参画基本法が制定され二〇年以上が経過し、男女共同参画という言葉は浸透してきた。しかし、二〇一五年に国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)に掲げられているゴールの一つ、ジェンダー平等の視点からいえば社会的な課題は多く、町は今後も住民団体とともに住民目線にたった、わかりやすい男女共同参画社会推進への啓発を継続していく。

指定管理者制度

指定管理者制度は、二〇〇三年、地方自治法の改正により導入された。この制度は、地方公共団体が設置した公の施設すべてを対象とし、民間事業者などが持てる知恵や工夫、資産を活用して主体的に施設管理を担うことで、その有効活用と経費節減を図るものである。

この制度が導入された背景は、二〇〇〇年以降、国が規制緩和や民営化を積極的に推進する中で、公的主体以外の民間主体も十分なサービスの提供能力が認められるものが増加していることや、第三セクター以外にも公の施設を管理できるようにしてほしいとの提案が出されたことがある。

さらに住民に身近な行政は、地方公共団体が担い自主性を発揮すると共に、地域住民が地方行政に参画し協働することで、より地方分権改革の具現化を目指したものである。したがって、指定管理者制度の導入方法などについては、地方公共団体の裁量が大きい。

指定管理者制度の導入 町では、二〇二三年四月現在、

大口町老人福祉センター（以下「老人福祉センター」）・大口町健康文化センター（以下「健康文化センター」）・大口

町温水プール（現オークマ温水プール）ほか大口町スポーツ施設（以下「スポーツ施設」）において指定管理者制度を導入している。

老人福祉センター 開設後、施設の老朽化などから、ほとんど利用されていなかった。地方分権時代を踏まえ、老人クラブ活動の活性化を目指し、その施設を改修し運営に携わることが有効だろうとの発想から、老人福祉センター運営審議会を設けた。そして施設改修が終了し運営へと移行する時期に指定管理者制度が創設されたことから、大口町老人福祉センター運営委員会が二〇〇四年一月に指定管理者に名乗りをあげた。二〇〇九年、この委員会は、特定非営利活動法人憩いの四季と名称を改めている（2-3-83）。

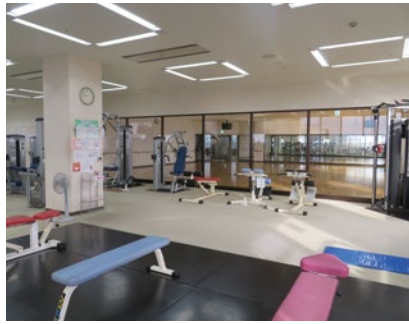


2-3-83 老人福祉センター（2022年撮影）

健康文化センター 一階から三階までを行政組織がほぼ占有しており、四階に貸し部屋（2―3―84）、五階にトレーニングセンター（2―3―85）を併設していることから、光熱水費や改修費用などの通常の維持管理費は行政が負担し、建物（設備）管理や貸し部屋、事業運営に民間のノウハウを活用することとして、公募による事業者選定をおこない、二〇〇八年四月に指定管理者制度を導入した。



2-3-84 4階ほほえみホール（2022年撮影）



2-3-85 5階トレーニングセンター（2022年撮影）

スポーツ施設 二〇一〇年四月、町の総合型地域スポーツクラブとして活動していた特定非営利活動法人ウィル大口スポーツクラブを指定管理者として任意指定した。

ウィル大口スポーツクラブは、二〇〇二年、完全学校週五日制の導入に際し、子どもの余暇時間の過ごし方の一助としてスポーツに触れる機会を増やしたいという願いと、将来的なスポーツ活動の在り方を検討した中で、町内各種団体などが集まり発足した組織である。

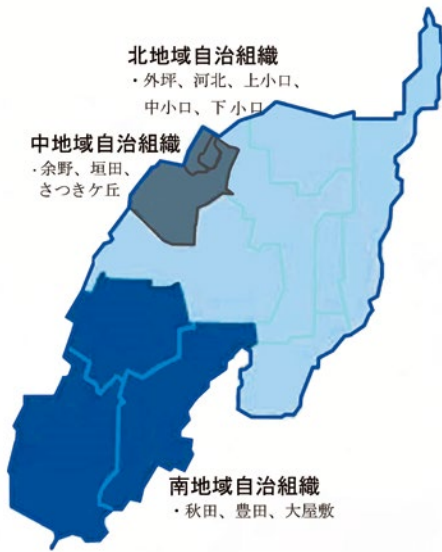
この団体が、自主事業と町委託事業を実施する経験を積み運営が安定してきたことから、自らの事業運営の舞台となるスポーツ施設を管理運営することによって、利用者満足度の向上や経費節減、さらにはスポーツの舞台で活躍する若者の雇用の創出につなげることを目指して指定管理者として任意指定した。

このように町では、地方分権の流れから導入された指定管理者制度に、住民の参画と参加の理念を組み込んで運用したことで、「高齢者を中心とした生きがいの場づくり」「民間のノウハウを活かした施設の有効活用」「スポーツの舞台で活躍する若者の雇用の場」という、全国的に取り組みされている一般的な指定管理者制度とはやや趣を異とした形で展開することとなっている。

地域自治組織

二〇一一年十一月に新たな地域自治組織による協働のまちづくり提案書がまとめられ、二〇一三年、小学校区を単位とする地域自治組織が設立された(2-3-86、89)。各自治組織の範囲としては、南地域が秋田・豊田・大屋敷地区北地域が外坪・河北・上小口・中小口・下小口地区、中地域が余野・垣田・さつきヶ丘地区となっている。

それぞれの組織は、設立の背景や構成員、活動分野は違いがあり、地域計画を策定している(2-3-90)。



2-3-86 地域自治組織位置図



2-3-89 中地域自治組織設立総会
(2013年7月28日 余野学習等共同利用施設)



2-3-87 北地域自治組織設立総会
(2013年7月7日 大口町健康文化センター)



2-3-88 南地域自治組織設立総会
(2013年12月8日 大口町健康文化センター)

	南地域自治組織	北地域自治組織	中地域自治組織	
定義	「自立と共助の精神」を持って地域共通の課題解決に努め、住民のより良い暮らしの実現を目指し活動する組織。おおむね小学校区を単位とした区域で設立。			
設立年月日	2013年12月8日	2013年7月7日	2013年7月28日	
区域	秋田地区・豊田地区・大屋敷地区	外坪地区・河北地区 上小口地区・中小口地区・下小口地区	余野地区・垣田地区・さつきヶ丘地区	
役割	自ら解決できる地域の課題については、自らが考え決定し主体的に取り組むものとし、自らが解決できない地域の課題については、町の執行機関やその他のまちづくりの担い手と連携し、その解決を図る。			
町執行機関との関係	町の執行機関は、地域自治組織が地域自治を担うために必要となる組織や制度の整備について、地域自治組織と話し合い取り組み、地域自治組織の自立性と自主性を尊重し、地域自治を実現するために必要な権限と財源を地域自治組織に委ねる。			
地域計画	期間	2022年～24年	2023年～25年	2017年～23年
	名称	大口町南地域自治組織地域計画 ～住民参加の住みよい地域づくり～	大口町北地域第二次まちづくり計画 ～安全で安心な住みよい地域社会の形成の実現～	向こう三軒両隣推進計画
	目標	『人づくり』と『交流』をキーワードに、地域課題の解決に取り組むことで、子どもから高齢者まで南地域に暮らす人が南地域の運営を支えられる『住民自治の地域づくり』を目指す。 1 世代間交流の推進 2 役立ち感到に満たされる地域活動の推進 3 地域愛・郷土愛の醸成	1 まちづくり計画を確実に実施できる。大口町北地域自治組織の構築 2 愛知県一番の安全で安心な住みよい北地域をつくる 3 愛する家族、ふるさとを守る、災害に強い北地域をつくる 4 北地域内の区域、世代を超えた、人と地域の強い絆を育む 5 北地域の豊かな自然環境を守り育て次の世代へとつなげる	中地域自治組織設立時の基本方針「地域のできることは地域の住民と汗を流そう」に立ち返り、地域の抱える課題と目指すべき未来を改めて考え、次代を担う人たちに「安心安全で夢と希望が持てるまち」として、この地域を引き継いでいけるよう、地域が目指すべき姿に向けて計画的に事業を推進するため、地域計画を策定する。
	期間内に取り組み事業	1 青色防犯パトロール 2 防犯・交通安全活動 3 地域交流イベント 4 情報発信活動 5 座談会 6 福祉交流活動 7 文化・歴史再発見活動 8 防災啓発活動	1 自治組織への理解、認知度を深める啓発活動の充実を図る、地域の結びつきや一体感を高める、行政・行政区・企業・諸団体との連携を高める、望ましい組織の在り方を評価、検討し活動する 2 防犯対策（一般対策・子ども対策）、交通事故撲滅対策 3 減災事業、避難所運営及び避難防災訓練、他団体等との協力 4 地域の絆を強める、社会福祉の制度やしぐみを学ぶ、町の福祉資源について学び、関係機関、団体、サークル等との連携を強める 5 空地を利用した美化活動、環境パトロール活動、地域の歴史を知り広める	1 青色防犯パトロール 2 3行政区合同防災訓練 3 交通安全教室 4 ポールウォーキング 5 歴史と民俗の研究 6 なかちいきさんぽ など

2-3-90 地域自治組織の定義と役割、地域計画の概要
 (「大口町まちづくり条例」「地域自治組織総会資料」)

地域自治活動 地域自治組織では、行政区が従来から担ってきた、地縁活動や住民と行政の橋渡し以外の人々の暮らしに関わる課題のうち、行政区域を越えて対応することが合理的である課題解決に取り組み、あわせてその啓発活動をおこなった。

しかし、地域自治組織と行政区の違いや地域自治組織の目指すべき方向性がわからないといった住民の意見は根強く、新たな地域自治組織による協働のまちづくり提案書に描かれた、新しい地域自治組織の姿の実現は芳しくなかった。

そこで町では、自立と共助のまちづくりの更なる発展を目指すため、二〇一八年、区長経験者や各地域自治組織の関係者及び町職員で構成する大口町これからの地域づくり検討委員会（以下「検討委員会」）を、条例制定して設置した。

検討委員会では、二〇一八年十一月から二〇二〇年十一月までの二年間、①行政区と地域自治組織の役割、②行政区から区長への依頼事項の見直し、③行政区交付金制度のあり方、④権限と財源を地域自治組織に委ねることなどを主な協議のテーマとした。

なぜ地域自治組織が必要なの？ 行政区ではだめなの？

町内にある一一行政区は、生い立ちに違いはあるものの世帯を構成単位とし、日常生活に身近な地縁組織として、地域内の規律や秩序の維持、共同作業の実施や生活課題の改善に努め、より良い暮らしの実現に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、ほとんどの地域においてその役員は単年度の持ち回りであるため、活動内容は慣例により運営されることが多かった。

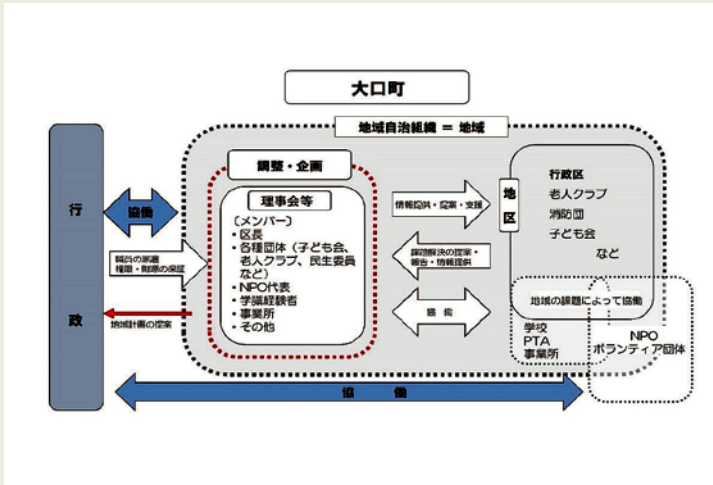
また、行政区の規模や年齢構成、抱える課題などの違いが顕著になったことで、行政へのニーズの多様化や複数の行政区に関わる課題は増加の一途であった。

このような課題を解決するためには、行政区より大きな範囲でかつ継続的な活動が求められ、任期で役員が活動し、地域の諸団体とも協力体制の構築が可能な地域自治組織は、行政と行政区の中間に位置する魅力的な組織と考えられていた。

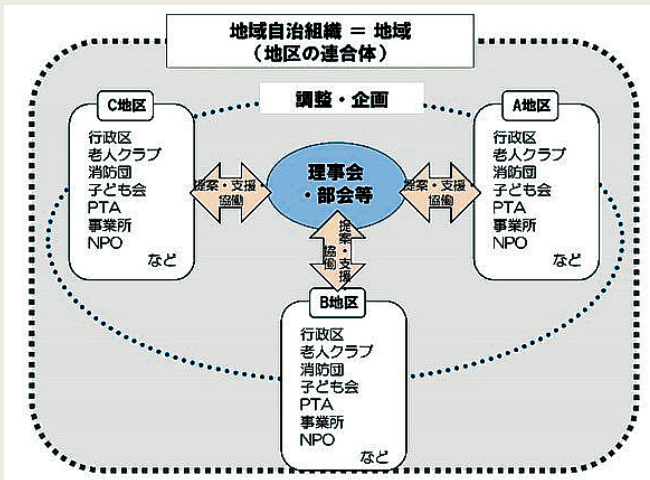
しかし、その意義を住民が理解するには具体的な活動を目にし、その効果や恩恵を実感することが不可欠であることから、地域自治という取り組みが住民から賛同を得るには、時間を要することとなった。

検討委員会からの提案

検討委員会より、二〇二〇年十一月に提出された最終報告には、これからの地域におけるまちづくり活動の理想の姿（2-3-91）が示されている。



2-3-91 一体型組織のイメージ図（「大口市これからの地域づくり提案書」）



2-3-92 連合体のイメージ図
（「大口市これからの地域づくり提案書」）

さらに、検討委員会からの提案では、前述の理想の姿を実現するための当面の指針として、地域自治組織の考え方や組織イメージ（2-3-92）、現在の地域の課題や具体的な取り組み事例などを示している。

現在、組織毎に事務所を設置して試行錯誤を重ねながら事業を実施し、その周知や組織体制の見直しにも取り組んでいる。

公益事業

ふれあいまつり 毎年十一月初め、ふれあいまつりが開催される。当初は、産業まつり・文化祭・消費生活展が時期を異にして個別に立ち上がり、その後、同日開催となった。大口町社会福祉協議会設立後、福祉コーナーなどが充実したことから、それらを一本化し、一九九六年から、ふれあいまつりとして開催している（2―3―93）。

事務局は、産業・文化・消費生活施策の所管課が持ち回りで担っていたため、まとまりのないものであったが、町としては皆が楽しめる大規模祭りとして開催していた。

二〇〇〇年、町に新設した地域振興課が事務局となり、町内の団体・企業・行政所管課が、日頃の活動や施策を積極的に情報発信して互いの交流の場とすることを目指し、主催を住民ボランティアも参加可能な実行委員会形式としたが、行政が企画・運営、住民は当日参加という状況は変わらなかった。



2-3-93 ふれあいまつり（1998年）

二〇〇六年から一般公募による、まちづくり応援隊・太助を中心とした住民団体が実行委員会を立ち上げた。太助は二〇〇五年から企画・運営をおこなっていた（2―3―94）。実行委員会は、ふれあいまつりのスローガンを「つながれ ひろがれ いきいき大口」と定め、行政職員や各種まちづくり活動団体に参加を働きかけ、協働事業へと生まれ変わっていった。その後、事務局は大口町NPO団体町民活動まかせてネット（現NPO法人まちねっと大口）に引き継がれた。

二〇〇四年には、行政職員で構成する、ふれあいまつりプロジェクトのメンバーによるアイデアで、町の施策をストーリー仕立てで演じ啓発する、ローカルヒーローおおぐち元気戦隊ダッシュマンが誕生した（2―3―95）。



2-3-94 ふれあいまつりで運営をおこなう太助



2-3-95 おおぐち元気戦隊ダッシュマン

やる舞い大祭

五条川に桜を植えてまちの人々が集い、一体感を持つてもらいたいとの願いから、新たなまつりの場を設けることで、皆が集い場の共有によって一体感を得る、さらに他地域からも人が訪れることを目指す有志が、一九九七年、まつり創生研究会を結成した。

研究会は、結成時の理念を胸に、町の歴史や各地でおこなわれる様々なまつりについて視察や検討を重ね立案したのが、参加者も企画運営に携わることが可能な、やる舞い大祭である。二〇〇一年、プレイベントをおこない、翌年、町制施行四十周年記念事業の一環として、総合運動場を舞台に開催した(2-3-96)。

この時会場の一角では、研究会の視察などで交流があった、岩手県釜石市の釜石よいさ運営メンバーが地元でとれたサンマを大量に持ち込み、炭火で焼いて来場者に振る舞い、まつりの誕生を祝った。これは後に町内の有志がやる舞い大祭の会場で思い思いに出店し、まつりを盛り上げる形式の足がかりとなっている。

やる舞い大祭の運営は、毎年設立・解散する実行委員会形式でスタートしたが、このまつりの継続を強く想う有志が、大口町NPO団体やる舞いプロジェクトを立ち上げ今

なお継承している。

また、町内の保育園・幼稚園・小学校では、年間行事にやる舞い大祭を組み込んで参加したり、踊り好きな町民が新たに団体を作って参加したりしている。さらに既存の団体が、踊りの好きな有志を集めて参加するなど、小規模ながら、運営者と参加者の間に垣根を作らない手づくりのイベントとして、当初の想いを脈々と受け継いで開催されている。



2-3-96 第1回やる舞い大祭の様子(2002年)
([町制40周年記念写真集])

西小学校ビオトープ建設と維持管理 二〇〇〇年、大口町NPO活動促進条例を制定し、南小学校区では夢キャンパス二〇〇一、北小学校区では北部中学校農園づくり、西小学校区ではビオトープ建設が始まった(2-3-97)。

いずれも町民や企業など、町内に縁のある個人・団体が、公益的なまちづくり活動を経験する具体的な場であった。

これらのうち、西小学校のビオトープ建設は学校が住宅地に立地し、五条川からも離れていたため、児童に水環境を学ぶ場をつくりたいという学校長の想いに、町民や企業が参画した活動である。

建設にあたっては、児童は水辺環境の絵を描き、大人はそれを図面にし、企業は技術や重機などを、行政は材料費を提供するという、官民を問わず、子どもから大人まで、幅広い人々が参加して工事を進めた。その取り組みや建設後の活動(2-3-98)が、財団法人日本生態系協会主催の第二回全国学校ビオトープ・コンクールにおいて認められ、二〇〇二年、「優秀賞」を受賞した。

この施設は住民と学校で組織した西つ子里山の会が維持管理を担い、毎年小学四年生が施設を使いながら環境などについて学んでおり、学校のシンボル施設となっている。



2-3-98 ビオトープで楽しむ児童
(『町勢要覧』2002年)



2-3-97 西小学校内のビオトープ (2022年撮影)

NPO法人まちねっと大□ 大□町NPO活動促進条例の検討時、課題の一つに、まちづくり活動をバックアップする中間支援組織の存在があった。まちづくり団体の設立や活動には、様々な背景や人材の違いがあり、その継続には団体の事情にあわせたきめ細かな支援が必要だと想定したためである。

しかし、行政主導で組織を立ち上げると、事務所の設置や人ありきでスタートし、事業展開が後追いになる事例が多々あったことから、組織設立の待望論はあったものの、まちづくり活動の進展状況にあわせ検討することとした。

二〇〇七年七月、町の地域再生計画に基づき内閣府より受託した、市民活動団体等支援総合事業おおぐち発掘事業において、団体間の交流を図り、人材発掘のための研修会やまちづくり活動を活性化させるしくみづくりの検討会などを実施した。その検討会を重ねるごとに、活動団体をつなぐ場の必要性が高まり、町民活動センター整備に向け、一一のまちづくり団体から一七人が参加してプロジェクトを結成した。

プロジェクトの検討により、翌春には大□町民活動センターについての提言が町に提出され、同年十月、検討組織

を町民活動まかせてネットと改称し、まちづくり活動の中間支援組織として活動を始めた。

二〇〇九年、大□町健康文化センター二階のフリースペースにまかせて広場をオープンした。その後、同施設の一室を併用した町民活動プレセンターの管理運営を開始し、二〇一四年、活動組織の名称をまちねっと大□として特定非営利活動法人登録をおこなった。

まちねっと大□は、事業の拡大にあわせて職員を増員し、二〇二二年末現在、職員六人、町民活動センター登録団体数一一四団体となっている(2-3-99)。



2-3-99 NPO法人まちねっと大□活動の様子
(2016年撮影)

第六節 議会

議員定数の変遷

一九六二（昭和三十七）年四月に町制を施行した当時、人口は二万人を超えており、地方自治法上の議員定数の上限は二六人であった。しかし、大口町議会の議員の定数を減少する条例を制定し、議員定数は町制施行前と同じ二二人から始まった。

一九八四年三月に議員定数検討特別委員会を設置して議員定数の協議をおこない、その結果、大口町議会の議員の定数を減少する条例を一部改正し、定数を二二人から一人に削減した。この定数は、一九八七年四月の一般選挙から適用した。それ以降、一九九〇年代は定員の変更はなく、定数の議論は二〇〇〇年代に入ってからである。

二〇〇二（平成十四）年三月に大口町議会の議員の定数を減少する条例を廃止し、定数を一人と定めた大口町議会議員定数条例を新たに制定した。その後、二〇〇五年十二月に大口町議会議員定数条例を改正して定数を一人から一人に削減し、二〇〇七年四月の一般選挙から適用した。

二〇一六年七月、当時の議長から議会運営委員会へ、議員定数及び議員報酬に関する諮問がされた。委員会は議会報告会や住民アンケートを実施して町民の声を聞き協議をおこない、現状の定数を維持するという答申を提出した。さらに、二〇一九（令和元）年五月の議長選挙において、立候補者の所信表明に議員定数・議員報酬の見直しが盛り込まれていたことを踏まえ、再び議会運営委員会で協議することとなった。協議の結果、特別委員会を設けて引き続き検討することを決定し、二〇二〇年五月に議会改革特別委員会が設置された。この委員会は、二〇二一年六月に議員定数・報酬検討特別委員会に改称している。

特別委員会は、委員会制を採用している町議会では一委員会あたり八人は必要であるため、今後、定数割れとなる事態が発生した場合に改めて定数を検討するとし、定数は一人のままとする結論を出した。

議会基本条例の制定

二〇〇〇年四月の地方分権一括法の施行によって地方自治体の裁量が拡大し、それにあわせて市町村議会の果たすべき役割も大きくなった。その結果、全国各地で議会改革

が叫ばれるようになり、そのひとつとして議会の最高規範となる議会基本条例の制定が全国各地で見られるようになった。

そのさきがけとなる北海道栗山町議会が、二〇〇六年五月に全国初の議会基本条例を制定してから四年後の二〇一〇年五月、大口町議会でも条例策定に向けた議会基本条例検討特別委員会が設置された。この特別委員会では、議会及び議員が果たすべき役割を精査し、条例の制定に関する調査・研究のほか、議会制度の改革などを検討した。

その後、二〇一三年五月に議会基本条例策定特別委員会に名称を変更し、条例の策定に向けて動き出した。その際、当時の議長から基本方針が示され、特別委員会の全委員のレポートを作成し策定の考えをまとめ、意思統一を図ったうえで今後の方向性を確認した。そして、議員間での協議のほか、先進地の視察、住民団体との意見交換などを経て、二〇一四年十二月の定例会において、大口町議会基本条例が全員賛成で可決され、二〇一五年四月の一般選挙後にあたる同年五月から施行した。

この条例には、住民と議員が自由に意見及び情報交換する場を設けることを盛り込んでおり、二〇一五年度から議

会報告会や意見交換会を毎年実施した。

なお、二〇二〇年五月に改称した議会改革特別委員会では、議会報告会の運営方法の見直しも検討された。その検討の過程で基本条例に記載されている議会報告会の記述も一部修正する必要が生じたため、二〇二一年三月に条例の一部改正をおこなった。

「議会だより」〜住民への情報発信〜

大口町議会は町制施行の一〇年後となる、一九七二年十月一日に議会だより創刊号を発刊した(2-3-100)。その後、五〇年にわたり刊を重ね、二〇二二年度末で二三六号となった。

創刊当初はB4サイズ両面刷り一枚の紙面であったが、議会から発信する情報量の増加や紙面の見やすさの追求にあわせて工夫を重ね、二〇二二年度現在はA4サイズで毎月一六ページから二〇ページの製本された紙面となっている。

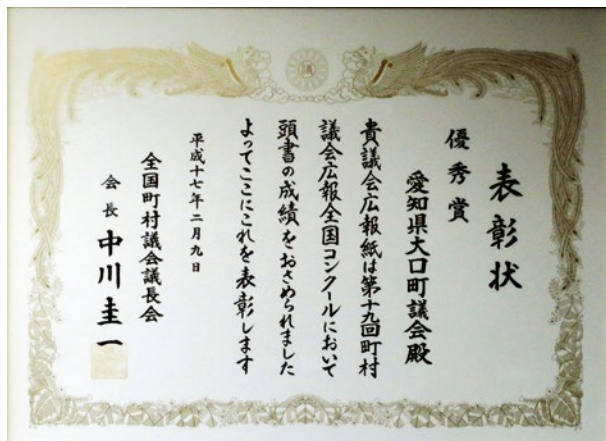
議会だよりは、住民の皆さんに「手に取ってもらえる」、「読んでもらえる」ようにすることを目標に、全国町村議会議長会が主催する広報コンクールにおいて、第一九回大会



2-3-100 議会だより創刊号（1972年）

では、議会だより第一五〇号（二〇〇四年五月号）が初の優秀賞を受賞した（2-3-101）。コンクール入賞団体の広報紙には、多くの住民が登場する傾向にある。このため、町の議会だよりにおいても住民参加型の紙面づくりに努めている。

そして、町議会では議会からの積極的な情報発信に取り組み、議会だよりの目標を目指した紙面づくりを強化するため、二〇二一年三月、委員会条例を改正し、従来の議会広報常任委員会を議会広聴広報常任委員会とした。



2-3-101 コンクールで初入選した議会だより（第150号）と表彰状

